

Title	香果遺珍本『文館詞林』解題と影印
Sub Title	Newly discovered Wenguan cilin manuscripts in the Keio University Library, formerly owned by Hashimoto Tsunesuke : bibliographical introductions and facsimile
Author	一戸, 渉(Ichinohe, Wataru) 矢島, 明希子(Yajima, Akiko)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2022
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.56 (2021.) ,p.351- 445
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20210000-0351

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

香果遺珍本『文館詞林』解題と影印

一戸 渉・矢島 明希子

緒言

唐の第三代皇帝高宗の勅を奉じて許敬宗らが編纂した勅撰漢詩文集『文館詞林』一千巻は、『旧唐書経籍志』や『新唐書藝文志』などに著録されているものの、唐土では宋代には失われ、日本にのみ伝世する佚存書のひとつである。本邦においては九世紀末の藤原佐世撰『日本国見在書目録』に「文館詞林千」とあることから全巻の船載が確認でき、また弘仁十四年（八二三）に宮中の校書殿にて書写されたいわゆる弘仁鈔本の零巻零葉とその模写・転写本が各所に伝わっている。阿部隆一と尾崎康の

編纂にかかる『影弘仁本文館詞林』（古典研究会、一九六九）は、現存する弘仁鈔本とその模写本や摸刻・翻印等に基づいて『文館詞林』の原姿の復元的研究を試みたもので、巻次未詳の断簡や摸写本を含めて三十巻分が影印されている。むろんそれらのうちには首尾を欠いた断簡の類も含まれており、現在私たちが読むことのできる『文館詞林』のテキストは、単純に巻数のみで換算しても全体のわずか三パーセントにも満たない。

さて、ここに紹介を試みるのは、慶應義塾図書館の所蔵する近世後期の和学者・有職故実家であった橋本経亮（つねすけ一七五九―一八〇五）の旧蔵資料「香果遺珍」中よりあらたに見出された『文館詞林』弘仁鈔本の摸写本群であり、その中には従来知ら

れていない佚文が含まれている。当該資料についてはすでに一戸が監修した『橋本経亮旧蔵香果遺珍目録』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇二二）に著録し、同書解題において概要を述べている。さらに同じく一戸が監修・編纂した展示会図録『蒐められた古—江戸の日本学—』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇二二）ではいくつかの図版を掲げ、解説を加えている。

本稿ではこれらの摸写本群を香果遺珍本『文館詞林』と呼称し、その全体の影印を掲げるとともに、解題において書誌的事項を中心に記述し、またそれぞれの摸写本の素性について現時点までに判明した事実を整理してゆく。上記の旧稿と重複する部分もあるが、適宜補訂を加えるとともに、なるべく包括的な記述を行い、以て『文館詞林』研究の基盤整備を試みたい。なお、本稿は後掲の『『文館詞林』巻三四八・巻四五五模抄断簡解題』の部分を矢島が執筆し、その他の部分についてはすべて一戸が執筆・編集した。

《解題》

香果遺珍本『文館詞林』を構成する個々の摸写本について述べる前に、まずは香果遺珍の旧蔵者とその伝来について概略を記しておく¹。

旧蔵者の橋本経亮は宝曆九年（一七五九）に京都の梅宮社（現梅宮大社）の社家橋本家の支流で、朝廷の雑務を担う非蔵人^{やすひら}を代々の職とする家に生まれた。明和二年（一七六五）、父毘経^{やすひら}の死没により七歳で家督を継いで朝廷への出仕を開始し、また安永七年（一七七八）には梅宮社正禰宜を兼ね、社務にも携わるようになる。このように経亮は近世社会においてはまずもって地下官人及び祀官という身分にあったが、他方で彼は文化的な方面でさまざまな活動を行っている。

職業柄、朝廷の故実に関する知識を習得する必要はあったのだろうが、経亮はそれに留まらず江戸の賀茂真淵や、大坂の契沖、京都の荷田春満などによる新興の古学に二十歳前後から強く惹かれるようになってゆく。京坂への真淵学伝播には賀茂真淵の高弟であった加藤宇万伎（一七二二—七七）¹が大きな役割

を果たしたが、経亮は礪波今道、内池益謙、上田秋成といった京坂において宇万伎から教えを受けたひとりと安永から天明年間にかけて親しく接するようになり、また伊勢の稲掛茂穂（後の本居大平）をはじめとして宣長門ともしばしば書物の貸借を行っている。経亮は彼らからの影響のもと、『万葉集』をはじめとする上代文献の校勘や古代風歌文の創作に取り組むようになり、天明七年（一七八七）後半頃には上田秋成（一七三四～一八〇九）の門弟にもなっている。

他方で仏光寺の中坊久遠院の第十五代玄熙の子で、好古家として知られた藤貞幹（一七三二～一九七）とは遅くとも天明三年頃には交流があり、寛政年間には経亮は貞幹とともに畿内を中心に古書や古物の調査蒐集を盛んに行うようになる。貞幹は天明八年一月より幕府儒員となっていた柴野栗山（一七三六～一八〇七）とも親しく、また立原翠軒（一七四四～一八二三）や小宮山楓軒（一七六四～一八四〇）といった水戸藩士とも種々接点があったが、経亮は貞幹を介して彼ら幕府や諸大名の関係者の要請に応じて、書物や資料の調査蒐集にさまざまに協力していたようである。

慶應義塾図書館の所蔵する「香果遺珍」は、こうした諸活動

を行っていた経亮が蒐集・書写した典籍・書画・文書・器物（模写・模造を含む）などの旧蔵資料約一二〇〇点から成る。これらが義塾図書館に収蔵されるまでの経緯は以下の通りである。

文化二年（一八〇五）六月十日に四十七歳で没した経亮の遺品は、その二ヶ月後の八月二十七日に若狭生まれの和学者丘岬俊平によって買い取られ、十一月六日付で俊平から丹後国久美浜の豪商稲葉市郎右衛門英好へと売却されている。なお、稲葉家への売却以前に丘崎俊平が他所へ一部を売却した形跡があり、また経亮はすでに享和二年（一八〇二）八月に蔵書をまとめて京の書肆佐々木竹苞楼へと売却している^②。いずれにせよ稲葉家では以後それらの経亮旧蔵品を長きにわたって保存・管理し、『香果遺珍目録』と題した目録の編纂まで行っている。経亮の旧蔵品に「香果遺珍」という呼称を与えたのも恐らく稲葉家においてである。

大正二年（一九一三）、香果遺珍にとつてひとつの転機が訪れる。この年に稲葉家は京都帝国大学に香果遺珍の大部分を寄託することとなった。その経緯には不明な部分が残るが、羽倉敬尚によれば内藤湖南らの依頼があつたこと^③のようである。

この間にどのような調査が行われたかは未詳で、これまでのと

ころ大正四年に刊行された佐佐木信綱『和歌史の研究』に「最近には、橘経亮の遺書類が出たと聞いて、直ちに京都に赴き、新村博士の厚意によって之を見るを得」云々とあって、当時京都帝大図書館長であった新村出を通じて佐佐木信綱が調査を実施した事実が確認できたに留まる。

さて昭和七年（一九三二）頃に稲葉家は京都帝大へと寄託していた分の売却を決め、その大部分は三井合名会社理事の大島雅太郎（一八六八―一九四八）が購入することとなった。大島のもとでも佐佐木信綱や川瀬一馬といった研究者が部分的な調査を行っていた形跡があるものの、その全体像が広く紹介される機会はなく、昭和二十二年（一九四七）十月、大島は自身の所蔵する香果遺珍の大部分を慶應義塾に寄贈することになる。翌年六月に大島は亡くなっており、また寄贈を受けた義塾図書館側でも典籍以外の多様な形態のものが含まれるため本格的な整理が行われる機会もなく、香果遺珍は長らくその存在自体がほとんど認知されないままにあったが、令和三年（二〇二二）三月、前述した目録『橋本経亮旧蔵香果遺珍目録』が完成し、広く研究に利用できる体制が整った。

さて、本稿が紹介しようとする『文館詞林』の新出摸写本群は、義塾図書館が現蔵するこの香果遺珍に含まれていたものである。まずは各々について巻次の若い順に基礎的な書誌情報を整理して掲げてゆく。

○『文館詞林』存卷第一五八詩十八

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四種（第一張横幅三七・七種、第二張横幅三三・七種）。字高二〇・〇種内外。楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九三七。卷一五八の巻首より目録にかけての二十二行分を存する。高野山正智院現蔵の卷子装の弘仁鈔本卷一五八はこの二十二行分を欠くが、これはちょうど弘仁鈔本の一張分にあたる見分よ。当該二十二行はこれまで慶應義塾大学附属研究所斯道文库所蔵柴野栗山旧蔵摸写本（九十二・ト七一・一・以下、栗山本）の双鉤摸写によってのみ知られていたもので、そちらと比較してもこの香果遺珍本は内題に続く撰者署名が省略されているほか、字体も弘仁鈔本に忠実なものとは見做しがたく、卒爾に筆写されたものと思われる。筆者未詳ながら後掲の巻四五五及び巻六六二乙本と筆跡が一致する。なお、栗山本との本文

の異同は上記した省略以外には認められない。本紙右端の破損を示す墨線の位置が栗山本と香果遺珍本とで共通していることから、両者は同一の断簡から作成された摸写と見てよいだろう。

○『文館詞林』存卷第三四八

寛政十二年（一八〇〇）五月写。全二葉（袋附帯）。第一葉、縦二七×五×横幅二〇・四糎、第二葉、縦二七・三×横幅一一・五糎。字高一九・八糎内外。薄手楮打紙。請求記号一三三X@一六〇@九四八。附帯する袋に橋本経亮の筆跡で「撰州八田郡須磨大手勝福寺／寛政十二年庚申五月依 台命於関東摸写之時書損／文館詞林 二枚」との識語あり。なお袋に見える朱筆「雑三号」は香果遺珍の旧蔵者である稲葉家において整理のために付したものである。現状は二葉となっているが本文は連続している。結論から述べると、これは経亮が関与して作成された弘仁鈔本卷三四八の摸写本の断簡で、馬融「上林頌」末尾七行と馬融「広成頌」冒頭六行の本文と推定される。弘仁鈔本卷三四八は現在失われており、今回出現した摸写断簡の本文はどれも従来その存在が知られていなかった佚文で、とりわけ「上林頌」に関しては僅か七行八十九字といえ後漢時代の新出の詩文として大いに注目すべきものである。詳細については後掲の矢島

解題を参照されたいが、書体なども含めて弘仁鈔本に忠実な摸写本と見てよい。識語の内容については後述する。

○『文館詞林』存卷第四五碑三五

〔江戸後期〕写。全一葉（三張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糎（第一張横幅四・九糎、第二張横幅一六・一、第三張横幅四〇・四糎）。字高二〇・四糎内外。楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九三八。「此分所在不明分」と墨書ある包紙が付帯するが、これはその紙質等から大正から昭和初期頃に付されたものと推定される。卷四五五の巻首・目錄・「冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本」冒頭十行分までの全二十二行を存し、弘仁鈔本の一張分を摸写したものと見てよい。「冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本」百二十字は学界未知の佚文で、また卷四五五の目錄も尾崎雅嘉『群書一覽』、佐々木春行『古書鑑定書目』に断片的な言及があるのみで従来全容が不明なものであった。すなわちこの香果遺珍本の卷四五五の二十二行もまた先の卷三四八の十四行と同様に新たに出現した弘仁鈔本『文館詞林』の本文ということになる。天理図書館に蔵される弘仁鈔本同卷断簡との関係も含め、こちらも詳細は後掲の矢島解題を参照されたい。さて一見して了解されるように先述の

卷一五八と筆跡が同一で、原本の趣を窺うことの難しい筆写本である点も共通している。また後掲の卷六六二乙本とも同筆である。用いられている楮紙の風合も酷似していることから、同じ人物により卷一五八及び卷六六二乙本と同時期に作成された摸写と判断される。

○『文館詞林』存巻第五〇七

〔江戸後期〕写。全二葉。第一葉、縦二六・二×横幅三七・五種、第二葉縦二五・八×横幅三七・〇種。字高二〇・一種内外。斐紙。請求記号一三三X@一六〇@九三九。弘仁鈔本巻五〇七はやはり原本が失われ、これまで先述した栗山本に存する巻末の二十七行分及び尾題のみが知られていたが、この香果遺珍本は栗山本と同一の本文に加えて、栗山本の欠く奥書「校書殿寫弘仁十四年歲／次癸卯二月為冷然院書」を存する点に注意される。奥書の文言自体は他巻のものと同じながら、香果遺珍本の出現により、当該巻には本来奥書が備わっていたこと、栗山本が作成された時点までにその部分が何者かによって切断されたことが新たに判明した。第一葉と第二葉は文章は連続しているものの筆跡が明らかに異なり、別の人物によって筆写されたものであろう。字体等から判断して弘仁鈔本にある程度まで

忠実な摸写本だと考えられる。

○『文館詞林』存巻第六六二詔三二

〔江戸後期〕写。全五葉。請求記号一三三X@一六〇@九四〇。弘仁鈔本巻六六二巻首より「後周武帝伐北齊詔二首」第三〇行までを、斐紙と薄手の楮紙とを不統一に貼り接いだ巻紙五葉に摸写したもの。第一葉、第二葉、第三葉は各々筆跡が異なり、第四葉と第五葉は同筆、すなわち全体で四種の筆跡が確認される。各葉で本文に部分的な重複があること、本文の傍書訂正及び各葉冒頭の上端に貼られた紙片の漢数字は橋本經亮の筆跡と見られることから、經亮が四名の備書に弘仁鈔本を摸写させ、それに經亮自らが訂正を加えたものと考えられる。弘仁鈔本巻六六二も原本は失われており、上述した摸写本である栗山本及び佚存叢書の翻刻によってのみこれまでその本文を読むことができたものである。この香果遺珍本に収められている本文自体は既知のものだが、栗山本が欠き、佚存叢書の翻刻によってのみ知られていた「後周武帝伐北齊詔二首」第六行から第三十行に至る本文が、そこに用いられた則天文字もそのままに摸写されており、弘仁鈔本の面影を窺うことのできる点に価値を有する。栗山本が欠く二十四行分は弘仁鈔本の一葉分に対応すると

思われるから、先述の香果遺珍本巻五〇七が奥書部分を具備していることと併せ考えれば、やはり香果遺珍本は栗山本以前に作成された弘仁鈔本の摸写本ということになる。仮に巻六六二甲本と呼ぶ。各葉で寸法や料紙などが区々であるため、以下、各葉の書誌情報を個別に記述する。

第一葉、縦二六・一×横幅二五四・八糎（七張を横に貼継、第一張横幅三七・四糎、第二張横幅三六・五糎、第三張横幅三六・三糎、第四張横幅三六・四糎、第五張横幅三六・二糎、第六張横幅三六・三糎、第七張横幅三五・七糎）。斐紙。字高一九・九内外。冒頭に「壹」と墨書ある貼紙あり。各張左下端に順序を示す漢数字あり。

第二葉、縦二七・八×横幅四三九・六糎（十一張を横に貼継、第一張横幅四〇・三糎、第二張横幅三九・九糎、第三張横幅三九・八糎、第四張横幅三九・九糎、第五張横幅三九・九糎、第六張横幅四〇・〇糎、第七張横幅三九・九糎、第八張横幅四〇・一糎、第九張横幅四〇・一糎、第十張横幅三九・九糎、第十一張横幅三九・八糎）。薄手楮紙。字高二〇・〇糎内外。冒頭に「貳」と墨書ある貼紙あり。

第三葉、縦二一・七（第八・九張のみ二五・七）×横幅二六

五・六糎（九張を横に貼継、第一張横幅五一・六糎、第二張横幅二八・九糎、第三張横幅二九・一糎、第四張横幅二八・四糎、第五張横幅二九・四糎、第六張横幅二八・八糎、第七張横幅二九・二糎、第八張横幅一六・〇糎、第九張横幅二四・二糎）。第八張のみ薄手楮紙を用い、その他は斐紙。字高二〇・一内外。冒頭に「參」と墨書ある貼紙あり。

第四葉、縦二五・八×横幅三八九・七糎（十一張を横に貼継、第一張横幅三七・一糎、第二張横幅三五・三糎、第三張横幅三五・三糎、第四張横幅三四・八糎、第五張横幅三五・五糎、第六張横幅三五・九糎、第七張横幅三一・八糎、第八張横幅三六・〇糎、第九張横幅三六・〇糎、第十張横幅三五・〇糎、第十一張横幅三六・〇糎）。斐紙。字高一九・七糎内外。冒頭に「四」と墨書ある貼紙あり。

第五葉、縦二五・四×横幅二二四・四糎（六張を横に貼継、第一張横幅三六・六糎、第二張横幅三五・六糎、第三張横幅三五・四糎、第四張横幅三四・七糎、第五張横幅三五・五糎、第六張横幅三六・六糎）。斐紙。字高一九・七糎内外。冒頭に「伍／尾」と墨書ある貼紙あり。

○『文館詞林』存卷第六六二詔三二

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糎（第一張横幅三九・六糎、第二張横幅二二・八糎）。字高一九・九糎内外。薄手楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九

四一。弘仁鈔本卷六六二の巻首から目録部分までの摸写で二十二分を存する。これも弘仁鈔本の一分分であろう。筆跡は香果遺珍本の巻一五八及び巻四五五と同一と見てよい。仮に巻六六二乙本と呼称する。

○『文館詞林』存卷第六六二詔三二

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・三×横幅七九・八糎（第一張横幅四〇・二糎、第二張横幅三十九・六糎）。字高二〇・一糎内外。料紙は薄手の楮紙だが他の香果遺珍本のものに比してやや目の粗いものを使用されている。請求記号一三三X@一六〇@九四二。端裏に「此まき重複か」と墨書あり。上記の巻六六二乙本と同じく弘仁鈔本卷六六二の巻首から目録部分までの二十二分の摸写だが、かなり倉卒に筆写されたもので、筆画も粗雑さが目立つ。他の香果遺珍本に同筆と思しきものはない。仮に巻六六二丙本と呼称する。

○『文館詞林』存卷第六九五令下

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二三・九×横

幅五一・九糎（第一張横幅三三・八糎、第二張横幅十八・一糎）。

字高二二・九糎内外。薄手楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九四三。巻六九五巻首より目録に至る三十六行を存する。率爾に書き写したものと見えて極めて筆が粗く、香果遺珍本中に同筆のものはない。末尾に識語「大手ノ勝福寺所蔵ノ巻ノ内」とあるが、阿部隆一「文館詞林考」（前掲『影弘仁本文館詞林』所収）が述べるように本来弘仁鈔本卷六九五は高野山如意輪寺に伝わったもので、それがこの時期に勝福寺に移され、嘉永年間までには如意輪寺に戻されて今に伝わっている。当該注記から、この一葉が勝福寺に移されていた期間に書写されたものであることをこの識語は示している。いずれにせよ香果遺珍本卷六九五の本文自体は既に知られているものであるから、摸写としての資料的価値はさして高いものではない。

○『法華三宗相對鈔』

〔江戸後期〕写。全三葉。請求記号一三三X@一六〇@九四四。以下、各葉について記述する。第一葉、縦二八・〇×横幅三四・四糎、字高二四・七糎内外、楮紙、存三行。第二葉、縦二六・〇×横幅三七・三糎、字高二四・二糎内外、斐紙、存六行。第一葉左端上部に「文館詞林裏」と橋本経亮の筆跡で墨書あり。

二葉ともに「三宗要録第六」との尾題が見え、その本文は叡山文庫蔵『法華三宗相對鈔』巻六末尾に一致することから、弘仁鈔本『文館詞林』の紙背に筆写された千観撰の同書を摸写したものと判断される。どちらも巻六の末尾部分だが、第二葉のみ「一校了」との識語が見える。書写態度はごく謹直で、原本に忠実な摸写ということができ、香果遺珍本中で同筆のものはないようである。さて、問題はこれらの本文が弘仁鈔本のどの

部分の紙背であったかだが、上記してきた香果遺珍本のいずれかのものであった可能性が高い。後掲の矢鳥解題にも論及があるが、阿部隆一及び尾崎康は尾崎雅嘉『文書一覽』別録の記載などより、弘仁鈔本の紙背を用いて筆写された『法華三宗相對鈔』巻六の巻尾は『文館詞林』巻一五八巻首の一張分であったであろうと推定しており、仮にそうだとすれば香果遺珍本に巻一五八巻首の摸写が含まれていることと正しく符合する。

以上が香果遺珍本『文館詞林』の書誌的概要となる。このうち、巻三四八（一三三X@一六〇@九四八）を除く全ての巻と『法華三宗相對鈔』の摸写断簡はもともと一つの袋に収納されていた。当該袋は現状では整理の都合上、巻一五八と一括し

て一三三X@一六〇@九三七との請求記号を付して管理している。影印篇に「附帯袋」として袋の参考図版も掲げているが、表面に朱書「雑巻号」、墨書「文館詞林 詔卅二ノ并裏」、また印記「蒼龍館置」があり、裏面に墨書「香果遺珍／稲葉蔵」がある。いずれも香果遺珍の旧蔵者である稲葉家において付された印及び文字であるから、袋自体も稲葉家において調べられたものと考えられる。

以下、この香果遺珍本の資料的性質を明確にすべく、旧蔵者である橋本経亮と『文館詞林』との関わりについて述べてゆこう。寛政九年（一七九七）は『文館詞林』という佚存書が本邦の知識人社会においてひろく注目されるようになった転機にあたる。この年の春夏の交、江戸の書籍商青裳堂の当主で、後に津軽藩の御用商人狩谷氏の婿養子となり狩谷掖斎の名で知られるようになる高橋真末は、上京中に弘仁鈔本『文館詞林』巻六八八零巻を見出し、それを購求して江戸に持ち帰っている。また同年二月から五月にかけては京の好古家・有職家である藤貞幹が弘仁鈔本『文館詞林』に関する情報を江戸や水戸の人々へとたびたび書信で伝えている。掖斎旧蔵の巻六八八零巻は屋代弘賢、柏木探古等の手を経て、現在は宮内庁書陵部の蔵に帰している

ことなど既に知られていようが、同時期の藤貞幹の動向については従来あまり注意を払われていないようである。既述の通り貞幹は経亮とともに種々の調査活動を行っており、香果遺珍本『文館詞林』の性格を考える上でこの時期の貞幹の動きを資料に即して追いかけておく必要がある。

貞幹が幕府儒員で知友でもあった江戸の柴野栗山に宛てた書状を抄出した『蒙斎手簡』という資料がある。その寛政九年二月五日条に以下の記事がある。

許敬宗撰トアリ、藝文志文史類、許敬宗劉伯莊等撰一千卷ノ様ニ相見ヘ申候、被仰下候ハ文人傳一百卷と被存候、右原書撰州一仏刹(上三字傍記「須磨正福寺」)ニ伝来、珍物とも存不申候、何とそ写し取候様に仕度候、六百九十五一巻全く存し、三百冊八ノ巻ハ奥少々斗存し申候、印章を以考申候ヘハ校書殿にて写し、冷泉院へ所蔵後、嵯峨へ被移候事と被存候、冷泉院印嵯峨院印何レモ写し行届不申、残念之事ニ御座候、

また同書の同年五月二日条には、「文館詞林六百九十一古本出申候、其書甚見事ニ御座候」ともある。すなわち、貞幹は二月五日の時点で勝福寺にあった弘仁鈔本卷六九五と卷三四八の「奥少々」

の存在を、また五月二日には卷「六百九十二」の「古本」出現のニュースを栗山に伝えていたわけである。ただ、後者の「六百九十二」は恐らく卷六六二の間違いで、元の貞幹書状の時点での誤りか、あるいは伝写の過程で生じた誤記かと思われる。

なお、先述した通り卷六六二は現在原本が失われており、栗山本と本稿が紹介する香果遺珍本の二種の摸写本が存在するのみである(当該巻の伝来については後述する)。

これに加えて、水戸藩士である立原翠軒宛の諸家の書状を抄出した静嘉堂文庫蔵『諸家手簡』所収の寛政九年五月十一日付翠軒宛寺井菊居書状に以下の記事がある。

一、藤先生より内々申示候書文館詞林卷半斗取出候也、此節專取斗罷在候手文不申候は、写取之積ニ御座候、弘仁十四年仙洞之御本に写申候書ニ而冷然嵯峨両院之御印も此書ニ而始て相知申候、尤甚能書之手跡見事成本ニ御座候、近年取出候品の内大奇書ニ御座候、先々御内々御間置被遊候べく候

差出人は『奇石会品目』(神戸大学図書館蔵)の著作もある京都の好古家寺井次吉郎こと源光忠(号菊居)のことで、以文会会員としての活動も確認できる。当該書状に見える「藤先生」

は藤貞幹のことで、菊居はどうやらこの時期に貞幹の門弟のような立場にあったものと見える。当該書状において菊居は「壹卷半斗」の弘仁鈔本の存在を内々に翠軒側に伝え、同書は手蹟も見事な「大奇書」であると述べているが、「藤先生より内々申示候筈」とある通り、これ以前に弘仁鈔本に関する情報は貞幹から翠軒へと提供されていたようである。

さて、藤貞幹が六十六歳で没したのは寛政九年八月十九日のこと。弘仁鈔本数卷の存在を栗山や翠軒らに伝えてから間もない時期である。佐々木竹苞楼所蔵の貞幹自筆『秘蔵書目』に「文館詞林跋尾」とあり、また貞幹の遺品目録である『無仏齋遺伝書領目六』に「文館詞林摹本一卷」とあるのは、⁷⁾前者は摸写か原本か、また後者の摸本もいずれの巻のものかは不明ながら、先の栗山宛貞幹書状と翠軒宛菊居書状を読む限りこの時点では彼らも十分な摸写本を作成してはいなかったようであるから、恐らくどちらも貞幹の最晩年に入手したものかと思われる。

ところで、貞幹が没して間もない寛政九年十一月二十三日、橋本経亮は本邦最古の漢籍目録である室生寺本『日本国見在書目録』を目にしている。慶応義塾図書館蔵香果遺珍中の『香果拔粹』二十八冊のうち、現状で第二十六冊目として整理されて

いる一冊（一三三X@一六〇@一七四@二六）に以下の記事がある。¹⁾

寛政九十一年廿三展翫古写本五六百年ノ物 室生寺本龍穴御説經ノアリシ事也
日本国見在書目録 粘葉本四十八丁

正五位下行陸奥守兼上野権介藤原朝臣佐世世

勅撰

考佐世大系図文章博士藤氏儒士ノ始宇多醍醐朝ノ人
坤元録 百卷 文館詞林 産経等ノ目六ミエタリ

『香果拔粹』は経亮自筆の雑記で、調査ノートの内的な内容が一定部分を占めている。右の記事も披見した当日の記録としく、だとすれば『日本国見在書目録』に関する記録としては最早期のものということになる。⁸⁾さて、ここで注意されるのは多数の漢籍が著録されている『日本国見在書目録』の中から、経亮がわざわざここで「文館詞林」の書名を書き抜いている点である。これは彼が生前の貞幹を通じて『文館詞林』に関する情報を得、同書に着目していたことを示しているよう。

とはいえ、経亮が実際に『文館詞林』の調査を行ったのはやや後の寛政十一年（一七九九）三月のことである。『橘窓自語』巻四に、

伊勢国伊沢（上一字「射和」ト訂）富山与惣兵衛か家につ
たへしを、今津国神戸俵や久左衛門に所持せる古筆の万葉
集は海内の珍物なり。予先年荒木田久老神主と、もに神戸
をとひ、ねんころにもものして校合をとけたり。⁹⁾

とあり、同書卷二に、

津国神戸里俵や久左衛門の家に古筆の万葉集つたへたるを
校合せしたより、佐々木春行と同行して、須磨大手勝福寺
の什物、（挿入「唐の許敬宗が」）文館詞林の欠巻をみたり
しか、弘仁の御代のものなり。

とある。神戸俵屋所蔵の「古筆の万葉集」とはいわゆる元暦校
本万葉集のこと。『橘窓自語』には時期は明示されていないが
同道していた伊勢の荒木田久老は寛政十一年二月末に滞在中の
京都から難波へ移動しており、また後述する経亮による『文館
詞林』摸刻本の寛政十二年（一八〇〇）十二月の年記ある識語
にも勝福寺蔵弘仁鈔本について「こそその春やよひの比佐々木春
行と、もにをかみて」云々とあること、さらに山田以文の書入
本を移写したのと思しい関西大学図書館生田文庫蔵『万葉集
傍注』（九一・一二二・K一二・一〜二〇）に「橘経亮云寛
政十年三月廿日富山所蔵古本万葉当時撰州俵屋何某所蔵懇望展

翫」との墨書があり、¹⁰⁾「十年」は「十一年」の誤写と判断され
ることから、経亮が元暦校本万葉集校合のついでに書肆の佐々
木春行とともに勝福寺にて弘仁鈔本を披見したのは寛政十一年
三月後半頃と推定される。

さらに今回出現した香果遺珍本『文館詞林』卷三四八摸写断
簡に附帯する袋の識語より、経亮は寛政十二年五月に再び勝福
寺に赴き、摸写本の作成に関与していたらしいことが判明した。
改めて原本の改行通りに当該識語を掲げてみる。

撰州八田郡須磨大手勝福寺

寛政十二年庚申五月

依 台命於関東摸写

之時書損

文館詞林 二枚

「台命於関東」は文字通り受け止めるなら幕府の命令という
ことになろうが、恐らくは貞幹が『文館詞林』出現の情報を流
していた幕府儒員の柴野栗山か、あるいは既に老中首座及び将
軍補佐の座を退いてはいるが松平定信あたりの意向を指したも
のかと思われる。¹¹⁾ いずれにせよ経亮はその「台命於関東」に基
づいて当時は勝福寺にあった弘仁鈔本卷三四八と卷六九五の摸

写作成に携わったのであり、香果遺珍本卷三四八の摸写断簡はその際の書き損じということになろう。

さて、寛政十二年十二月頃に経亮は勝福寺の所蔵する弘仁鈔本の摸刻（竹苞楼蔵版）を出版している。その識語には以下のごとくある。

文館詞林は唐書芸文志千卷とし和名類聚抄序百帙とみえたりその外藤原佐世日本見在書目録にもいたし善隣国宝記にも沙門裔然かわか国につたへしとしるせり全部せしはきかされともこ、かしこにちりほひてありしうち津の国むこのかたはら勝福寺におさめたる第六百九十五一卷第三百冊八畝卷等をこそその春やよひの比佐々木春行と、もにをかみてかたはしをかたのごとく小硯の筆してうつしたりしをさくら木にほらせて好事の人にしめすなり

寛政十二年十二月

橘経亮¹³⁾

経亮が出版したのは卷六九五巻首及び末尾、卷三四八末尾のみの摸刻だが、原本に忠実な摸写に基づいて制作されたものと思しく、その精巧さは香果遺珍本卷三四八の摸写断簡を想起させる。右の識語では「こそ春やよひの比」と寛政十一年三月の調査にしか言及していないが、寛政十二年五月に「台命於関東」

によつて経亮が携わった摸写本作成もまた、当該摸刻本の刊行の背景として押さえておくべき事柄かと思われる。ともあれ寛政十二年五月に経亮が関わつて作成されたらしい摸写本の行方は今となつては不明とするほかない。

ところで巻末に「寛政十二年十月廿六日」とのみあり、署名の類を欠いた「文館詞林之叟」と題した文章が写本で若干流布している。阿部隆一の考証する通り当該文章の著者は経亮で間違いなく、¹⁴⁾それだけに経亮旧蔵の香果遺珍中の諸資料と対応する記述をいくつか見出すことができる。たとえば「文館詞林之叟」に、

第六百六十八欠卷大和国宇智郡榮山寺ニアリシカ今ハ江戸ニアリシト伝聞セリソノ巻首ノ位署ノ写ヲミタリシニ中書舎人トアリ伝写ノ誤ニヤ本書ヲミサレハ決セス

とあるが、これは先述した経亮の自筆雑記である『香果抜粹』第三冊（一三三X@一六〇@一七四@三）中の以下の記事と正しく対応するものである。

文館一

唐書藝文志第五十 文出類 文館辞林一千卷許敬宗劉伯莊等撰
江戸二有

文館詞林卷第六百六十八詔卅八 赦宥四

中書舍人太子賓客——勅撰

目六編 漢哀帝改元大赦詔一首

料紙経紙ニテうらはは経文行草書也

仏祖三経ニアリ 和名抄序ニアリ

寛政十二年六月廿五日高尾山虫干一覽

位置の「中書令」とあるべき箇所「令」が脱落している点など「文館詞林之吏」との一致は明らかだが、じつは右の『香果拔粹』とよく似た記事が佐々木春行『古籍鑑定書目』に見える。

○文館詞林卷第六百六十八 詔卅八 赦宥四

位置在

目録ノ初 漢哀帝改元大赦詔一首

料紙経紙ニテ裏は経文行草書ナリ 此卷江戸ニアル

由先年狩谷氏ヨリ申來^⑤

こうした文言の一致は、経亮と春行とが得た情報の出所が同一のものであったことを示唆し、恐らくそれは『古籍鑑定書目』に見える「狩谷氏」、すなわち江戸の狩谷掖斎であったかと思われる。掖斎が狩谷氏の婿養子となつて津軽屋の家名を相続したのは寛政十一年十二月のことであるから時期的にも符合す

る。とはいへ『香果拔粹』に見える寛政十二年六月二十五日の「高尾山虫干」が何を指すかはやや不明瞭な部分がある。先述の通り、弘仁鈔本卷六六八は掖斎が寛政九年春に京都で入手して江戸に持ち帰り、同年十月には幕臣の屋代弘賢に譲っている（宮内庁書陵部蔵弘仁鈔本卷六六八弘賢識語参照）。となればこれらの情報は弘賢が「高尾山」で虫干を行った際に掖斎ないしその周辺人物が書き留めた内容が元になっていよう。ただ仮に「高尾山」が高尾山薬王院であるとすると、弘賢がわざわざそうした市中から隔たった場所で行う必然性も薄く、結局のところこの「高尾山虫干」が何を指すのかについては未詳とするほかない。

ともあれ経亮が「文館詞林之吏」を執筆したのは同じ寛政十二年の十月二十六日のことであるから、この「高尾山虫干」が行われてから僅か四か月ほどの間にその情報が経亮（及び春行）のもとに届いたことになる。経亮と掖斎との接点については従来知られていなかったが、慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の『万葉集』（二三三X@一六〇@二六四）に、経亮が江戸へ出ていた享和元年（一八〇一）四月二十九日に掖斎と共に万葉集の会読を行った際の記録と思しき内容が近時確認された。経亮にとつ

て享和元年の江戸出府は天明五年（一七八六）九月以来じつに十五年ぶりのことで、滞在期間も二月末から五月初頭頃までとさして長いものではない。恐らく経亮と椽斎は享和元年以前に何らかの形で接触があり、それが経亮が出府した際の交流に繋がっていったものと考えられる。

ところで、「文館詞林之叟」において経亮は「今度白雲上人持来ラレシ第六百六十二卷許本二行一卷第五百七欠一卷等ニテ全卷欠卷伝聞セシモ六卷ノ存在ヲ知タリ」と述べている。この白雲について阿部隆一は「残念ながら白雲上人がいかなる人かわからず、何処から持ち来ったのかも明かでない」とするが、まず白雲は谷文晁の影響のもと松平定信編『集古十種』編纂のために各地を奔走した画僧である。さらに経亮の歌稿である『寛政十二年詠草』に、

高野に得たりとて白川の僧白雲文館詞林一卷をみせし時
ふみのみかみをしてまでもさかの代のものみることほ又と
あらしな

弘仁十四年校書殿にて嵯峨院のためにかけるよし奥書
にありて冷然院嵯峨院の印ありし也。むこのかたはら
勝福寺にありしとひとつものなり。くはしく白雲にあ

たへし考にしろせり。⁽²⁰⁾

とあることから、弘仁鈔本卷六六二及び卷五〇七残簡はやはり高野山が出所であったことが判明する。寛政十一年及び同十二年に白雲は白河藩御用絵師の大野文泉とともに長期にわたって資料探訪を目的とした西遊を行っている。むろん、定信の意を受けてのものである。この二度の西遊の際、白雲は大坂の木村兼葭堂宅をたびたび訪問し、そこを拠点として各地へ調査に向かっている。⁽²¹⁾弘仁鈔本卷六六二については先述の佐々木春行『古籍鑑定書目』に「同六百六十二卷 大坂兼葭堂二在 背文三宗相对抄第六」とあつて兼葭堂が所蔵していた時期もあつたようであるから、白雲が高野山から持ち出したというより、それ以前に流出し、卷五〇七残簡ともども兼葭堂の蔵に帰していたものをまとめて譲り受けたものと考えられる。⁽²²⁾斯道文庫の所蔵する先述の栗山本の見返しにある墨書では、

五百七 白川羽林源公蔵
六百六十二 同

とこの二巻を松平定信の藏品としているが、これはつまり白雲の寛政十二年の西遊の収穫のひとつであつたわけである。また先に引いた『寛政十二年詠草』中の「くはしく白雲にあたへし

考にしるせり」との一文も注目される。これは経亮の考証「文館詞林之叟」のことを指すと見て相違ないだろう。白雲が定信の命で西遊していたことは経亮も当然知っていただろうから、つまるところ「文館詞林之叟」は、定信を主たる宛先として経亮が白雲に書き与えたものということになる。恐らく白雲は弘仁鈔本卷六六二及び卷五〇七殘簡に経亮の考証「文館詞林之叟」を添えて定信に上呈したのではなからうか。

さて先に掲げた「文館詞林之叟」からの引用に「全卷欠卷伝聞セシモ六卷ノ存在ヲ知タリ」という一節があったが、経亮が存在を知った「六卷」とは彼が当該文章の中で言及している卷三四八、卷五〇七、卷六一三、卷六二二、卷六六八、卷六九五のことを指している⁽²³⁾。このうち香果遺珍本には卷六一三と卷六六八が含まれていないが、前者は『仏祖三経』に見える佚文のことであり、後者は先述の通り狩谷掖斎ないしその周辺からもたらされた伝聞情報に基づくものであるから、どちらも経亮が摸写を所持していないのは当然である。また、このことは「文館詞林之叟」を執筆した寛政十二年十月の時点で、経亮は現在の香果遺珍本に含まれている卷一五八巻頭部及び卷四五五断簡の摸写を未だ入手してはいなかったことを意味する。香果遺珍

本の卷四五五は断簡の摸写であるため卷数不明として、「文館詞林之叟」執筆時には単に言及しなかっただけとも考えられそうだが、先述したように香果遺珍本の卷一五八と卷四五五の摸写の筆跡は同一であり、経亮は寛政十二年十月以降にこの二卷分(同筆の卷六六二乙本も含めれば三卷分)を同時に手に入れたと考えるのが妥当である。

このほか、慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の『延喜式』(二三三X@一六〇@四七一)は経亮による書入校訂本だが、その第三冊の見返しに経亮筆で以下のような墨書がある。

高野ほうせう院要類うら文館詞林アリ

文化元八廿五虫はらひ

東寺一切経中楞伽経四卷宋蔣之奇序

自筆東坡自筆等あり

経亮にはこうした調査メモ風の書付けを見返しに記す癖があるが、第二行から第四行までは文化元年(一一八〇四)八月二十五日の東寺の虫干しに際して宋版『楞伽経』蘇軾写刻本を披見した折のもので、第一行は高野山宝性院に蔵されていた弘仁鈔本『文館詞林』の紙背について記したものである。弘仁鈔本に関する情報の出所は不明ながら、これも恐らく第二行以降が書か

れた文化元年八月頃に記されたものと推定され、経亮が継続して『文館詞林』に関する情報収集に努めていた様子が窺われる。

以上、弘仁鈔本『文館詞林』をめぐる藤貞幹及び橋本経亮による調査活動を追いつつ、香果遺珍本を構成する摸写本群の収集過程を可能な限り跡付けてきた。経亮らがこれほどまでに弘仁鈔本の調査に熱心であった理由としては、ひとつには松平定信をはじめとする高位の武家や東西の富裕な好古家たちがその情報を欲していたことがまず挙げられるだろう。和学者として一定の野心を抱いていた節のある貞幹や経亮のような人物にとつて、自身の持つ学識を提供することを通じて大名などの貴顕と繋がりを得ようとすることは、儒者ですら登用の機会が極めて限られていた近世日本にあつて得がたい機会であつたはずである。他方で、彼らの調査活動は学問的な探求心に基づいていたこともまた確かだろう。ただ、彼らの弘仁鈔本への関心は嵯峨天皇の御璽である「冷然院印」及び「嵯峨院印」、また奥書に見える「校書殿」など平安前期における朝廷の諸制度を知る上での素材としての部分にかなりの比重が置かれている。経亮らの佚存書の探求は、漢籍自体を対象としたものというより、あく

までもそれらを重んじ受容してきた過去の日本への関心に基づくものであつたと理解することができるだろう。いずれにせよ、本稿があらたに紹介した『文館詞林』の佚文は、一千巻という分量全体からすれば極めて微細な断片に過ぎないとはいえ、上記してきたような経亮らの調査活動の結果として今日に伝わつたわけである。

注

(1) 拙著『上田秋成の時代』(ペリかん社、二〇一一)所収『香果遺珍目録』翻印と影印」「橋本経亮の蒐集活動」、及び前出の『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』『蒐められた古—江戸の日本学—』参照。以下、とくに断りのない限り経亮の伝記及び香果遺珍の伝来に関する記述は上記文献による。

(2) 『竹苞楼来翰集』(臨川書店、一九八二)書状番号六・七参照。

(3) 羽倉敬尚「有職故実学者橋本経亮の遺書」(『典籍』十号、一九五四)。

- (4) 阿部隆一「文館詞林考」(影弘仁本文館詞林) 古典研究会、一九六九、所収) 及び尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐって」(『ブリア』四十四号、一九七〇)。
- (5) 以下、同書からの引用は国立国会図書館所蔵本を底本とする松尾芳樹「藤原貞幹書簡抄『蒙斎手簡』(下)」(『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』三十八号、一九九四) に拠るが国会図書館蔵本に基づいて翻字の一部を訂正した。
- (6) 清野謙次『日本考古学・人類学史』上巻(岩波書店、一九五四) 四四五頁及び杉本欣久「江戸時代における古美術コレクションの一样相——古鏡の収集と出土情報の伝達——」(『古文化研究 黒川古文化研究所紀要』第十五号、二〇一六) 参照。
- (7) 『秘蔵書目』及び『無仏齋遺伝書領目六』は古澤義則「藤貞幹に就いて」(『国語説鈴』立命館出版部、一九三二) の翻字に拠った。
- (8) なお注4前掲阿部隆一「文館詞林考」が経亮の著作であると考証する「文館詞林之叟」にも『日本国見在書目録』について「予カ寛政九年十一月廿三日閱(古写本粘葉二
- テ室山室生寺印アリ) 近日板行ス」(引用は阿部隆一論文の翻印による) とあつてかたがた符合する。経亮の遺著『梅窓筆記』(文化三年刊) にも室生寺本『日本国見在書目録』に関する言及があるが、こちらでは「書肆カ買得セシラミルニ」と披見した経緯を記すものの、その時期については記していない。
- (9) 以下、引用は慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の経亮自筆本(一三三X@一六〇@一四八) による。なお本稿に引用した箇所はいずれも日本随筆大成の翻字と大きな異同はない。
- (10) 神宮司庁文化課編『荒木田久老歌文集並伝記』(神宮司庁、一九五三) 所収の『榎落葉哥集』巻六及び伊藤正雄「荒木田久老の生涯」参照。
- (11) 吉永登「生田文庫」(関西大学図書館報『籍苑』第二十号、一九八五) に当該書入れについて紹介あり。
- (12) 定信編『集古十種』(寛政十二年序刊) 銅器部二に「橋本肥後守蔵鏡図」が掲載されており、また定信の著述『輿車図考』の文化元年七月の年記ある自序中に「もとより縉紳家へもたづねまたは橋本経亮などへもとひものした

るが」云々とある。さらに寛政年間に作成された東寺白合文書の摸写本のひとつである白川本の編纂にも経亮が関与した可能性が高い（前掲『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』解題参照）。

- (13) 注4前掲阿部隆一「文館詞林考」の翻字に拠りつつ、原本に基づいて一部の文字を改めた（「かたのことに硯の筆して」を「かたのことに小硯の筆して」と訂した）。

- (14) 注4前掲阿部隆一「文館詞林考」参照。以下、「文館詞林之叟」からの引用は同論文の翻字による。

- (15) 注4前掲阿部隆一「文館詞林考」の翻字によるが、斯道文庫所蔵紙焼写真マG一四〇九により原本に即して改行箇所を改めた。

- (16) 梅谷文夫『符谷椽斎』（吉川弘文館、一九九四）。

- (17) 前掲『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』及び『蒐められた古―江戸の日本学―』参照。

- (18) 注4前掲阿部隆一「文館詞林考」五三〇頁。

- (19) 白雲の画業及び伝記については「定信と画僧白雲―集古十種の旅と風景―」（白河市歴史民俗資料館、一九九八）参照。

- (20) 引用は木村仙秀「橋本経亮の家系と日記」（『木村仙秀集』

第七卷、青裳堂書店、一九八五、所収）所引の本文に基づいた。

- (21) 佐川庄司「画僧白雲伝記点描―展示概説にかえて―」（注

19前掲「定信と画僧白雲―集古十種の旅と風景―」所収）参照。

- (22) 先に『蒙斎手簡』所収の寛政九年五月二日付柴野栗山宛

藤貞幹書状に見える「文館詞林六百九十一」は卷六六二の誤写ではないかと述べたが、この寛政九年に出現した当該

巻が兼葭堂の蔵に帰したのだとすれば辻褄が合う。『兼葭堂日記』によれば貞幹は兼葭堂の許を来訪している。

- (23) 前掲『蒐められた古―江戸の日本学―』解説において稿

者は「文館詞林之叟」の言う「六卷」を香果遺珍本に含まれる卷一五八・三四八・四五五・五〇七・六六二・六

九五の六卷分を指したものと解し、香果遺珍本『文館詞林』は経亮が主として寛政十一年から翌年にかけて収集

した摸写本であると推定したが、以下に述べるようにそれ以後に経亮が入手したものも含まれると見るのが妥当である。ここに訂正しておきたい。

【附記】本研究はJSPS科研費19K00351の助成を受けたものである。原本の画像の使用をお許し下さった慶應義塾図書館に感謝申し上げる。

『文館詞林』卷三四八・卷四五五模抄断簡解題

矢島 明希子

過日、慶應義塾大学図書館が所蔵している橋本経亮のコレクション・香果遺珍の整理が行われ、その『文館詞林』模抄断簡類の中から二点の佚文が発見された。この発見は、『文館詞林』研究においても、またそれぞれの内容に関わる諸領域においても、大いに意義のあるものと考えられる。そのため、本解題では、特にその二点の断簡とそれらをめぐるこれまでの研究状況について整理したい。

一・卷三四八断簡（二三三X@一六〇@九四八）

当該資料は二葉の紙片からなる断簡で、第一葉は紙面高さ二七・五種、幅二〇・四種、九行を存し、第二葉は紙面高さ二七・

三種、幅十一・五種、五行を存す。第一葉八行目に「廣成頌一首 後漢馬融」という題名が見えるため、それ以降は自ずと馬融の「廣成頌」であることが知られる。「廣成頌」は『後漢書』馬融伝に、

臣聞昔命師於韃囊、偃伯於靈臺、或人嘉而稱焉。彼固未識夫雷霆之爲天常、金革之作昏明也。……

と、載録されており、これと照らし合わせると、この二葉が連続した断簡であったことが分かる。

では、この「廣成頌」が収められたのは『文館詞林』の何巻に当たるのかというと、内閣文庫所蔵模抄本『文館詞林』卷三四八の卷首目録に、

西晉張載平吳頌一首并序

東晉孔甯子平洛頌一首

後漢馬融上林頌一首

廣成頌一首

とあることから、本断簡は『文館詞林』卷三四八の一部であり、前半の七行は同じく馬融の「上林頌」の末尾と見てよいだろう。

本断簡の包紙には、橋本経亮によって寛政十二年（一八〇〇）五月に幕府の命を受けて須磨の勝福寺所蔵の弘仁鈔本を写した、

その書き損じである旨が記されている（参考図版）参照。経亮は、その前年の寛政十一年（二七九九）三月に勝福寺で書肆・竹苞楼主人の佐々木春行と巻六九五および巻三四八の欠巻を閲覧し、十二年十二月にこれを模刻・頒布しているが、この時模刻されたのは巻三四八の尾題と璽書のみであった。当時、勝福寺にどれほどの内容が所蔵されていたのか定かではないが、阿部隆一氏は、巻名未詳零巻・巻六九五・巻三四八の後半部分が一軸に装されて『法華三宗相對抄』（以下「相對抄」）巻十八をなしていたとみなし、巻三四八は「広成頌」の末尾を含む尾の方のみを存していたのではないかと推測している。本断簡は『文館詞林』の佚文を伝えるだけでなく、寛政十二年五月の時点で、完全でないにしても巻三四八の尾題と御璽以上の内容が勝福寺に存在していたことを示している。

次に、「上林頌」及び「広成頌」の成立と伝来について見たい。まず、先に触れたように「広成頌」は『後漢書』馬融伝に載録され、その成立の経緯が次のように語られている。

（永初）四年、拜爲校書郎中、詣東觀典校祕書、是時鄧太后臨朝、鸞兄弟輔政。而俗儒世士以爲文德可興、武功宜廢、遂寢蒐狩之禮、息戰陳之法。故猾賊從橫、乘此無備。融乃

感激、以爲文武之道、聖賢不墜、五才之用、無或可廢。元初二年、上廣成頌以諷諫。

永初四年（一一〇）、幼い安帝の摂政となった鄧太后は、文徳を重視して狩猟などの武功を軽視した。古代の狩猟とは、獲物を祭祀に供する儀礼的な性格と軍事訓練としての性格を持つものであったが、時代が降るにつれて遊蕩と見なされ、非難されるようになる。しかし、古来の礼を重んじた馬融は、狩猟を廃したが故に世の秩序が乱れたと憂え、元初二年（一一五）に「広成頌」を奏上してこれを諫めた。広成とは現在の河南省臨汝付近にあったとされる苑圃で、上林苑とともに皇帝の狩り場である。結局馬融は鄧太后と対立し、禁固されるといふ事態に至るが、建光元年（一二二）に鄧太后が崩御すると、再び中央に復帰することになる。

このように、「広成頌」は内容も成立も正史に記され現在まで伝わっているが、一方の「上林頌」は『太平御覽』巻五八八・頌讚が引く晋・摯虞『文章流別論』に、

若馬融廣成・上林之屬、純爲今賦之體。而謂之頌、失之遠矣。とあり、梁・劉勰『文心雕龍』巻二・頌讚篇に、

馬融之廣成・上林、雅而似賦、何弄文而失質乎。

とあるなど、「広成頌」と並ぶ作品として名は知られていたものの³⁾、内容はほとんど伝わっていない。また、成立についても史料中にわずかな手がかりを残すばかりである。

『藝文類聚』巻一百・災異部「蝗」が引く魏・曹丕『典論』には、

議郎馬融、以永興中、帝獵廣城（成）、融從。是時北州遭水潦蝗蟲、融撰上林頌以諷。

とあり、永興年間（一五三―一五四）に桓帝の狩獵に随行していた馬融は、蝗害や水害が起きたために「上林頌」を撰述して桓帝を諫めたという。

『後漢書』孝桓帝紀の永興年間の記事から特に蝗害・水害に關係する記事を見てみよう。

（永興元年）秋七月、郡國三十二蝗。河水溢。百姓飢窮、流冗道路、至有數十萬戶、冀州尤甚。詔在所賑給乏絕、安慰居業。

（永興二年）六月、彭城泗水增長逆流。詔司隸校尉、部刺史曰、蝗災爲害、水變仍至、五穀不登、人無宿儲。其令所傷郡國種蕪菁以助人食。京師蝗。東海胸山崩。

（永興二年）九月丁卯朔、日有食之。詔曰、朝政失中、雲

漢作旱、川靈涌水、蝗蝻孽蔓、殘我百穀、太陽虧光、飢饉荐臻。其不被害郡縣、當爲飢餒者儲。天下一家、趣不糜爛、則爲國寶。其禁郡國不得賣酒、祠祀裁足。

このように、永興年間には各地で蝗害や水害が起こり、それに起因した飢饉など大きな被害が出ていたことが分かる。そして、永興二年の十一月に、

校獵上林苑、遂至函谷關、賜所過道傍年九十以上錢、各有差。

とあり、桓帝は上林苑で狩獵を行つてゐる。『典論』には上林苑ではなく広成苑で狩獵を行つたとあるが、『後漢書』孝桓帝紀の永興年間の記事からは、上林苑での狩獵しか見られない。

ただ、孝桓帝紀中には広成苑・上林苑の両方で狩獵をしている例がいくつか見られることから、蔣暁光氏は広成苑と上林苑での狩獵が一体のものであつた可能性を指摘している。⁴⁾『典論』と『後漢書』の記事から判断するならば、「上林頌」はおそらくこの永興二年頃に作られたものと推測できよう。⁵⁾

しかし、「上林頌」は早くに失われ、これまでに伝わる佚文は隋・杜台卿『玉燭宝典』が引く「馬融上林頌曰、鶉鷄如煙」というわずか四字のみであつた。さらにいえば、『玉燭宝典』もまた中国では失われ、清末、日本伝来の写本によつて中国に

逆輸入された佚存書である。つまり、この四字さえも長い間知られていなかったといえる。

それが近年、『文館詞林』研究の中で、高野山宝寿院所蔵の弘仁鈔本『文館詞林』巻次不明断簡を「上林頌」の一部と見る説が出てきている。まず、尾崎康氏はこの不明断簡について、卷三四七と筆跡が同じこと、内容や文体が「広成頌」に似ていることなどから、卷三四八の「上林頌」の一部ではないかと推定し、不明断簡の紙背は『相对抄』卷十三であり、卷十八をなしていたとされる『文館詞林』卷三四八末尾とは巻次が異なることから、この不明断簡も卷三四八の一部であるとすれば、本巻はいくつにも寸断されて『相对抄』の書写に用いられたという可能性を示した。⁷⁾

そして、中国でもこの宝寿院不明断簡を巡って議論が起きている。中国では、日本の寛政年間に刊行された『佚存叢書』収録巻が清末の『粵雅堂叢書』に収められ、続いて楊守敬がさらに多くの残巻を『古逸叢書』に収めた。民国初に至り、董康が大覚寺本によって補ったものが『適園叢書』に収録されたが、宝寿院不明断簡はこれらに含まれていない。再来日した董康がこの不明断簡も含めて影印したことによって、ようやく中国で

も知られるところとなった。しかし、これは極めて少数数だったために広くは普及しなかったらしい。その後、一九六九年に日本で古典研究会編『影弘仁本文館詞林』（編者刊）が刊行され、より揃った影印本として紹介されている。⁸⁾

とはいえ、宝寿院不明断簡が注目されるようになったのは、羅国威氏が日本の『影弘仁本文館詞林』をもとに整理した『日藏弘仁本文館詞林校証』（北京・中華書局、二〇〇一年）によるところが大きかったように思われる。この整理本の中で、羅氏は宝寿院不明断簡に永平や建初という後漢の元号が見えることから、これを後漢の作品とみなしており、姜維公氏はこの整理本にもとづいて、不明断簡の狩獵を賛美する内容と、十三行目に「主人曰……」とあるように主客問答形式をとっている点が漢代の賦に近いことなどから、この不明断簡を「上林頌」の一部とする説を発表した。¹⁰⁾ただ、この説には反論もある。例えば、許雲和氏は末尾に見える「農部」という語句が三国魏特有の官職名であることを指摘し、後漢ではなく三国時代の作品であるとして姜氏の説を退けた。¹¹⁾これに対し、蔣曉光氏は「農部」は「農郊」の誤りであり、内容から判断してやはり不明断簡は「上林頌」の一部であると結論づけている。¹²⁾しかし、いずれの

説も、内容からの推論はあくまで「上林頌」にふさわしいというにとどめざるを得ないだろう。

その点、本模抄断簡は末尾のわずか七行ではあるが、「広成頌」との関係からして、確かに「上林頌」の一部といって差し支えなからう。これは、馬融や後漢の文学研究に資するだけでなく、宝寿院不明断簡の特定にとつても重要な資料であり、今後議論が進むことが期待される。

二、卷四五五模抄断簡（二三三X@一六〇@九三八）

当該資料は、紙面高さ二七・六糎、幅六一・四糎、二十二行からなる卷四五五の卷首目録および第一首冒頭の模抄断簡である。弘仁鈔本の力強い書風も写し取っていた卷三四八断簡とは異なり、簡略な書きぶりであるが、付帯の包紙に「此分所在不明分」とあるように、この原本は現在所在が分かっていないため、その内容が判明しただけでも貴重といえる。なお、この包紙は橋本経亮ではなく後人によって加えられたものである。

卷四五五については、これまで断片的な情報しか伝わってい

なかつた。まずは、江戸時代後期の尾崎雅嘉『群書一覽別録』卷五に、次のように題目が記述されている。

第四百五十五 碑卅五 百官廿五

將軍五

右驍騎將軍安修仁碑銘一首并序 凡七條

また、佐々木春行の『古籍鑑定書目』には巻首題に加えて、現在天理図書館に所蔵されている巻次不明断簡（以下、天理断簡）と同文が模写され、これが卷四五五の一部と推定されるのみであった。したがって、本断簡の発見によって初めて卷四五五全体の収録題目が判明したことになる。

本断簡の卷首目録に並んだ將軍の安興貴・安修仁・段志玄は、いずれも唐王朝の建国期に活躍した人物であり、本巻は『文館詞林』の中でも新しい作品群であったといえよう。

巻頭第一首の「冠軍大將軍安興貴碑銘」は、今まで題目すら知られていなかった佚文である。安興貴は武威のソグド系有力氏族出身で、第二首の安修仁の兄に当たる。『旧唐書』李軌列伝によれば、同じく武威のソグド系の李軌が、隋末の動乱期に安修仁等を率いて河西を落とし、大涼王を称した。その時長安にいた安興貴は、やはり河西を平定せんとする唐の高祖・李淵

に協力して涼州に赴き、涼州にいた弟の修仁と内通して李軌を倒したのである。唐建國期における河西地方の平定に大きく貢献した功績によって、興貴は右武侯大將軍・上柱國を賜り涼國公に封じられ、弟の修仁も左武侯大將軍を賜り、中國公に封じられている。

安興貴についてはこのような史書に散見されるわずかな記事の他、子孫の墓誌・碑銘などによってしかその事績を知ることができない¹⁴⁾。安興貴本人の伝記としては、『新唐書』藝文志に「顔師古安興貴家傳」とあり、顔師古による伝記が存在したと考えられるが、これもすでに亡佚しているため、本碑銘は安興貴の事績を伝える貴重な史料となりうる。

本断簡はその冒頭十行を存し、「武威姑臧人、安息王之」で終わっている。唐初のソグド系有力氏族の墓誌の中では、自らを安息王の後裔とすることが常套的な形式であったとされることから、この後にはおそらくその出自に関する内容が続くものと想像される¹⁵⁾。

ここで問題となるのが天理断簡との関係である。阿部隆一氏は、天理断簡四行目に「見称於張氏」とあることから、張氏の碑銘ではないかと推測し、またこれと同じ内容が『古籍鑑定書

目』の「同四百五十五 碑世五 將軍五」とある後に臨写されていることなどから天理断簡を卷四五五の一部と推定した¹⁶⁾。しかしその後、碑主については尾崎康氏によって安修仁碑銘と訂正されている。長くなるが、以下に尾崎氏の説を引用したい（傍線と番号は引用者による¹⁷⁾）。

その記事内容は碑銘のごとく、人名は見えないが、終わりに隋の開皇中に起家し、蜀王秀（煬帝の弟）に仕えて都督となり、儀同の兵を檢校し、秀が廢せられると（六〇〇年）本郷の兵を領したとあつて、その後が切れているから、唐初の武將のものであるらしい。……父の閱歴が玄宗に重用された張説の張説之文集（張燕公集）卷一六の「河西節度副大使安公碑銘并序」（安忠敬碑へ引用者注…安興貴の曾孫）に、

曾祖羅方大、隋開不儀同三司、皇朝贈石州刺史貴郷公。
……祖興貴、右武侯大將軍涼州刺史。……

とある安羅方大のもので一致するから、文館詞林の碑文の主は、①安興貴かその兄弟と考えられるのである。

ここで、上述の『群書一覽別録』に記録された卷四五五の題目を引用し、続けて、

卷四五五の碑銘の右驍騎將軍安修仁こそ、兄の安興貴と隋末唐初の河西に活躍し、張説之文集所載の②安忠敬碑にみえる曾祖の安羅方大と、天理断簡の父の経歴とが合致するものである。したがって、天理図書館蔵の断簡は、文館詞林卷四五五の安修仁の碑銘の一部であることが明らかである。

とする。そしてさらに、次のようにいう。

再び文館詞林断簡の書誌的な問題にたちかえろう。

以上に述べた祖父の経歴は断簡の五行目から、本人のもののは十九行目から書かれているから、これは安修仁碑銘のかなり頭初の部分であろうと思われる。群書一覽別録が四五五という巻次やこの題目を明記するのは、当時この巻首が存在したからであるが、この巻は凡七首というのであるから、首題標目に九ないし十行要したのである。第一張もこの断簡とおなじく二十四行であれば、なお本文十数行を取めうるわけで、③安修仁碑銘は第一首のようであるから、この碑銘の冒頭がその部分にあたと考えられる。したがって、④この断簡はそれに続くものとみなされ、卷四五五の第二張である公算が大きい。すなわち、寛政のはじめ

ごろには、卷四五五の第二張が続いて存していたのが、いつの間にか剥脱して第一張が失われたのであろう。

尾崎氏が天理断簡を安修仁碑銘とみた根拠は、まず祖先の経歴が安興貴・安修仁兄弟と合致すること(①②)、そして『群書一覽別録』に安修仁碑銘が卷四五五の第一首のごとく記録されていることによる(③)。

しかし、本模抄断簡の出現によってその第一首は兄の安興貴碑銘であることが明らかになった以上、天理断簡の特定についても一度考え直す必要がある。④でいうように天理断簡が卷四五五の第二張であるならば、それは実は、この卷四五五巻首模抄断簡に続く安興貴碑銘の一部に当たるものと考えられないだろうか。本断簡は「安息王之」で終わり、天理断簡は「苗裔也」で始まるため、文章の接続に問題はない。その後にくく自も、尾崎氏が①で「安興貴かその兄弟のもの」というように、安興貴のものとも見ても矛盾しない内容なのである。

中国の研究では、熊清元氏が天理断簡を安興貴碑銘と見なししており、安興貴の子・安元寿の墓誌の出自と天理断簡の出自が一致することを根拠としている⁽¹⁸⁾。ただし、出自だけで見れば、安興貴と安修仁は兄弟であるから、どちらにも取ることができ

るのである。天理断簡の内容から興貴と修仁を弁別しうる他の史料が残っていれば断定することも可能であろうが、管見の限り、そのような史料は見いだせていない。やはり、紙背の状況や行数など書誌的な考証とあわせて考える必要があるだろう。

天理断簡は、紙背に『相对抄』巻六の卷末に近い部分の三十三行を有す。天理断簡の『相对抄』は『文館詞林』側とは逆に行が進んでいくため、尾崎氏が指摘するように『文館詞林』の側から見れば、前にもう二張分が必要になる。尾崎氏は、柴野栗山模抄巻五〇七断簡や『古籍鑑定書目』の巻六六二の著録に記された『相对抄』巻六に関する記録、『群書一覽別録』が巻一五八・四五五・六六二・五〇七の順番で記録していることなどから、『相对抄』巻六は、『文館詞林』の巻一五八首（一張）・巻四五五首（二張）・巻六六二尾欠（約二十張）・巻五〇七尾（二張）の順で軸装されていたと推定している。¹⁹仮にこの模抄断簡が天理断簡の直前に接続するならば、原本の紙背には天理断簡紙背の後に続く『相对抄』巻六の内容が記されていたことになる。しかし残念ながら、香果遺珍の中には本断簡の紙背に相当する模抄類は見出せなかった。²⁰とはいえ、香果遺珍本が天理断簡部分を除く各巻の模抄を備えていることは、原本が分散する

過程を考えるうえで非常に興味深い。

以上のように、天理断簡との関係についてはさらなる検討を要するが、その再考という点から見ても、本断簡の意義は非常に大きい。

注

- (1) 阿部氏によると、巻三四八の原本は前半後半ともに所在不明であるが、大覚寺の「文館詞林残闕目録」によると前半は巻四一四などと『相对抄』巻二十に合装されたいたと考えられるため、後半とは別に軸装されたとし、張数から考えると『相对抄』巻十八に軸装されていた巻三四八の後半部分は、前半に接続せず、その間を欠いた末尾の部分であろうと想定している。そして「寛政年間勝福寺に出現した巻六九五・巻三四八等は相对抄巻十八として一軸に装されていたが、首の卷名未詳零巻と尾の巻三四八の断簡とは、その間に切られて、外に流出したと推定するのが自然であろう」という（阿部隆一「文館詞林考」古典研究会編『影弘仁本文館詞林』編者、一九六九年、五六六―五六七頁）。

- (2) 馬融については池田秀三氏の「馬融私論」(『東方學報』第五十二輯、一九八〇年)に詳しい。
- (3) 馬融「広成頌」「上林頌」の「頌」は諷諫の韻文を指すが、『文章流別論』や『文心雕龍』が批評するように、実態は詠物的な「賦」に近く、池田氏は、当時は賦と頌が厳密に区別されていなかったのではないかと指摘している(池田前掲論文)。
- (4) 『後漢書』桓帝紀・延熹元年「冬十月、校獵廣成、遂幸上林苑」、同じく延熹五年「冬十月丙辰、校獵廣成、遂幸函谷關・上林苑」など。
- (5) 蔣曉光「日藏馬融《上林頌》殘篇校勘及考証」『文獻』二〇一九年第三期。
- (6) 池田氏は永興元年の「郡國三十二蝗。河水溢……冀州尤甚」が『典論』の「北州遭水潦蝗蟲」という記述と一致することから、永興元年に成立したとする。
- (7) 尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐって」『ピブリ』第四十四号、一九七〇年。
- (8) 林家驪「日本影弘仁本《文館詞林》及其文獻價值」『杭州大学学报』第十八卷第四期、一九八八年。
- (9) 羅國威整理『日藏弘仁本文館詞林校証』北京：中華書局、二〇〇一年、四八六頁。
- (10) 姜維公『《文館詞林》闕題殘篇考証』、『古籍整理研究學刊』二〇〇四年第一期。
- (11) 許雲和「日藏弘仁本《文館詞林》卷次不明之闕題殘篇考辨」、『古籍整理研究學刊』二〇〇七年第五期。
- (12) 蔣曉光前掲論文。
- (13) 『旧唐書』李軌列伝に「李軌字處則、武威姑臧人也。有機辯、頗窺書籍、家富於財、賑窮濟乏、人亦稱之。大業末、爲鷹揚府司馬。時薛舉作亂於金城、軌與同郡曹珍・關謹・梁碩・李贄・安修仁等謀曰……軌令修仁夜率諸胡入內苑城、建旗大呼、軌於郭下聚眾應之、執縛隋虎賁郎將謝統師・郡丞韋士政。軌自稱河西大涼王……初、安修仁之兄興貴先在長安、表請詣涼州招慰軌。……興貴知軌不可動、乃與修仁等潛謀引諸胡眾起兵圍軌、將圍其城、軌率步騎千餘出城拒戰。……軌尋伏誅、自起至滅三載、河西悉平。詔授興貴右武侯大將軍・上柱國、封涼國公、食實封六百戶、賜帛萬段。修仁左武侯大將軍、封中國公、并給田宅、食實封六百戶」とある。

(14) 安興貴の子・安元寿の墓誌には「父興貴、皇朝右驍衛將軍・左武衛將軍・冠軍將軍・上柱國・涼公、別食綿・歸

二州、實封六百戶、克施在封六百戶、克施在操、匪躬成節。以功詔爵、爰頒錫壤之榮、以德命官、載啓銜珠之秩」とある。河西の安氏一族については呉玉貴「涼州粟特胡人安氏家族研究」(『唐研究』第三卷、一九九七年)、福島

恵「東部ユーラシアのソグド人」(汲古書院、二〇一七年)などがある。

(15) 呉玉貴前掲論文。

(16) 阿部前掲論文(五七一―五七三頁)。なお、羅国威氏も天理断簡を卷四五五に収め、隋人の碑銘と見なしている(『羅国威前掲書』一七四頁)。

(17) この訂正はまず、尾崎康「文館詞林四百五十五残簡について」(『書誌学』復刊第十六号、一九六九年)に発表され、翌年の前掲論文(一九七〇年)によってさらに詳しく論じられている。以下の引用は一九七〇年論文に拠った。同様に安修仁碑銘とする説は山下将司「隋・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残簡をめぐって」(『東方学』第一一〇号、二〇

〇五年)がある。山下氏も祖先の経歴を安興貴の子・安元寿の墓誌と対照させ、それが一致することから安修仁碑銘と見なしている。

(18) 「『文館詞林』卷四四五闕題残篇碑銘碑主考」『黄岡師範学院学报』二〇〇六年第五期。

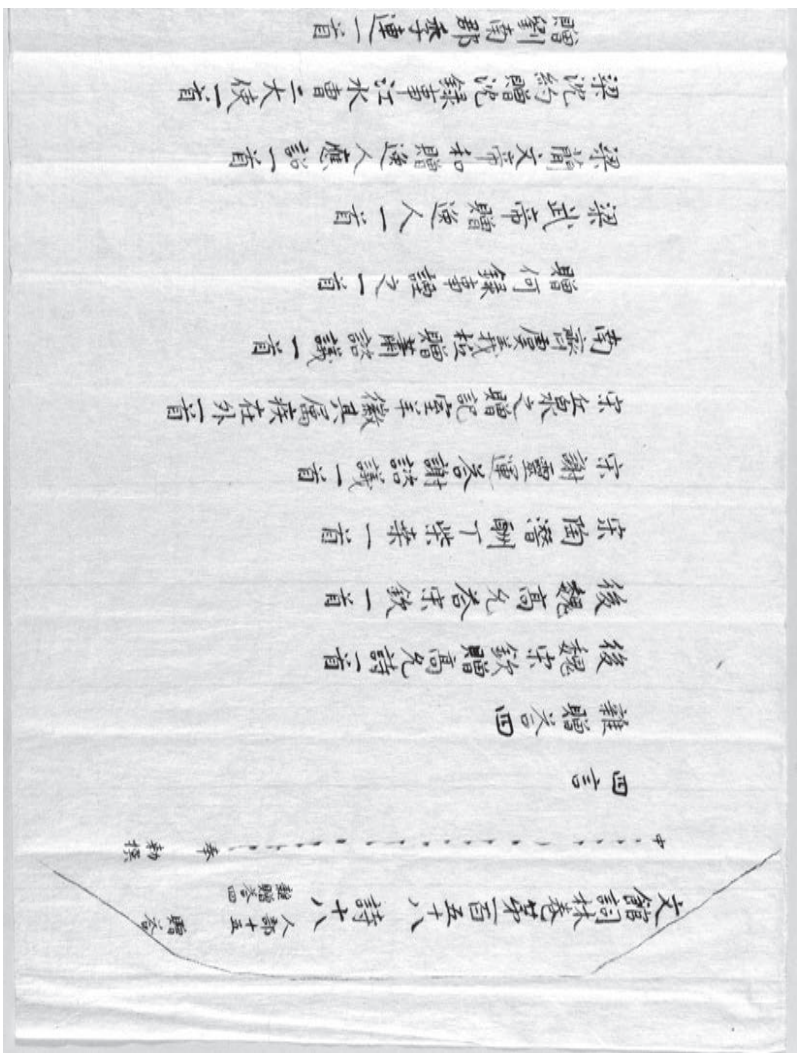
(19) 阿部氏も同様の考証を行い、「(一) 卷一五八の首目(一張)・卷四五五の首目(半張乃至一張)・天理断簡の順でつなぐれ、卷四五五の本文第一首の大部分と天理断簡の文の初行乃至次行が欠けていた。(二) 卷一五八の首目と本文第一首の前半(この部分は今全く逸失)の二張の次に天理断簡がつながれ、その次に卷四五五の卷初(天理断簡に銜接する行まで)が続いた」という二つの可能性を提示した。このうち阿部氏は(一)の可能性が高いとする(阿部前掲論文、五七二―五七三頁)。

(20) 香果遺珍の中には弘仁抄本「相对抄」卷六末尾の忠実な模抄を存するが、これにはただ淡墨で「文館詞林 裏」と記されるのみで、いずれの紙背であったのかはっきりしない。尾崎氏の推定の通りであれば、卷一五八首の紙背ということになるか。

《影印》

凡例

- 一、以下は慶應義塾図書館の所蔵する橋本経亮旧蔵香果遺珍に含まれる『文館詞林』弘仁鈔本の摸写本群（解題では香果遺珍本『文館詞林』と総称）の影印である。
- 一、巻次を基準として若い順に配列した。同一の巻の摸写本は一括して掲げ、慶應義塾図書館での請求記号の若い順に配列した。
- 一、各巻冒頭に巻数・部類名を掲げた。資料自体に巻次等が明記されていないものは〔 〕で括って示した。
- 一、各資料の影印末尾に慶應義塾図書館での請求記号を（ ）で括って示した。
- 一、巻紙形態の資料については、巻頭から順次本文を示したが、前後の本文が連続していることを明示するために一〜二行程度本文が重なるように調整した。ただし巻六六二所収の北齊の魏收による「後魏節閔帝伐尔朱文暢等詔一首」の第五一行目「速往行決母及妻子一依恒憲」と第五二行目「其房子遠鄭仲禮李代林等頌」とは使用画像の都合上、重複させることができなかつた。原本では両行は連続していることを明記しておく。
- 一、紙背に文字等が認められる場合はその部分も併せて掲載した。
- 一、附帯する袋や包紙、また香果遺珍中に含まれる弘仁鈔本紙背の『法華三宗相對鈔（三宗要録）』巻六断簡の摸写については、『参考図版』として末尾にまとめて掲げた。



贈劉南郡季連一首

梁到洽贈任昉一首

答秘書丞張率一首

梁吳均重贈郭臨蒸一首

梁費昶贈徐郎一首

隨屬思道仰贈特進陽休之一首

四言

雜贈答

(133X@160@937)

躬元首既明朕肱惟忠政以承成
事舉其表蓋所以封殖弘基傳之
無窮今予乃欲弛備廢豫純柔舍
劉則春分之月無鷲鰲大者之中
無震霆也矣傷万物迷因天經者
必予之心夫於是容讜若有喪而
心不怙恇恇恇使辟不辟

廣成頌一首

後漢馬融

臣聞昔有命師於建業偃伯於靈

靈成人嘉而予！予日寸謝夫雷
霆之爲天常金華之作昏明也黃
炎之前傳道因祀三五以來越可
略聞且區！之鄴郊稍廓七十里
之固盛春秋之苗詩詠圓草樂奏

文館詞林卷第四百五十五

碑卅五百官廿五

中 事 物 模

將軍五

岑文本冠軍大將軍安撫官碑銘一首并序

右驍衛將軍安循仁碑銘一首并序

鎮軍大將軍段志勳碑銘一首并序

校尉

西晉傅咸城門校尉尉副碑銘二首并序

西晉陸機吳揚武校尉威遠碑銘二首并序

梁任昉南齊給吳校尉劉瓛碑銘一首并序

將軍五

冠軍大將軍安撫官碑銘一首并序 岑文本

夫忠也孝也人倫之高行富也

貴也有生之所欲是以禮陳閔

屋書義班^璠家積千金擊鍾斷

屋書義班瑠家積千金擊鍾斲
於都邑門稱万石紆青紫於廊
廟然而誠亮草昧功勒旗常歌
堂舞館則瞻爲爰心米輪華轂
則躍馬疾驅鍾積慶於嘉運苞
與羨於前烈斯固上商謂之在
大陸景以爲遭遇者矣公諱興
貴字某武威始城人安息王之

(133X@160@938)

求偉刃惟慍獻魚弱之謀爪牙
奮千戈之勇羸擢坐甲若赴私
鑪是以一鼓而定晉川耳舉而
摧連醜偽丞相高那壞驅逼餘
燼竊據高壁偽之南王韓達業
任守分休規相抗擬聊亦兵威
應時崩潰那壞則單馬霄遁達
業則面縛軍和尔之逃率亦知
見也若其懷遠以德則尔難以
德經屢隣以義則尔難以義眼
且而与不取道家所忌改昧侮
之兵之上術朕今親馭群雄長
驅字內六軍舒旆方隊啓行狀
与雷電爭威氣逐風雲齊舉王
師所次已達近郊望歲之生室
家相慶來獲之后思副厥誠偽

王若妙盡至謀深達而命牽羊
道左銜臂轅門當惠以焚櫬之
恩待以列侯之禮僞將相王公
已下衣冠士生之族如有深識
事宜建功立効官榮爵貴各有
如隆若下愚不移守迷莫改則
妾之執惡以去刑書嗟尔庶士
胡寧自弃或我之將率逃匿被
朝無問貴賤皆從蕩滌善求
多福無貽後悔爾書亟至咸
使聞知

文館詞林第五百七
弟

校書殿寫弘仁十四年歲

次癸卯二月為冷然院書

卷

臨詞林表第百六十二
詔卅二總代上

中書令于寔奏請國公於經王上問當賜國恩敬書奉 勅撰

太宗文皇帝伐遼于詔一首

漢武帝欲伐匈奴詔一首

答淮南王諫伐越詔一首

魏文帝論伐吳詔二首

魏常道卿公伐蜀詔一首

西晉武帝伐吳詔一首

晉柱預征吳都度詔一首

東晉明帝北討詔一首

東晉成帝北討詔一首

東晉安帝征劉劭詔一首

後魏孝文帝弑師詔一首

出師詔一首

後魏節閔帝伐尔朱文暢等詔一首

後魏孝靜帝伐尔朱和孝詔一首

宋順帝西討詔一首

南齊明帝北伐虜敵詔二首

文館詞林卷第六百六十二 詔冊二經版上

中華書局影印 文獻通考卷三百九十五 詔冊二經版上 抄撰

太宗文皇帝伐遼年詔一首

漢武帝欲伐匈奴詔一首

答淮南王諫伐越詔一首

魏文帝論伐吳詔二首

魏常道鄉公伐蜀詔一首

西晉武帝伐吳詔一首

答杜預征吳節度詔一首

東晉明帝北討詔一首

東晉成帝北討詔一首

東晉安帝征劉敬詔一首

後魏孝文帝戒師詔一首

出師詔一首

後魏鄧閔帝伐尔朱文暢等詔一首

後魏孝靜帝伐尔朱和等詔一首

宋順帝西討詔一首

宋順帝西討詔一首

南齊明帝北伐纂嚴詔一首

梁武帝北伐詔一首

又伐詔一首

北齊文宣帝征長安詔一首

西伐詔一首

後周武帝伐北齊詔二首

太宗文皇帝伐遼手詔一首

門下行師用兵古之常道取亂

侮亡先指 巫貴高麗莫離之蓋

獲文弑送具主 酷宮具巨 稱擄

邊隅肆其鋒 蔓朕以君忠之義

情何可忍 若不誅前還襪無以

懲爾中華今故巡幸幽荆問

懲爾中華今故巡幸荆荆問
罪遼碣行止之宜務存節儉不
過營頓無勞精節食唯充飢不
須珍膳水可澆澆者無假造橋
道路通行者不用脩理即營非
近州縣學生老至等無煩迎謁
恐致勞擾弊於往未肯隨室淪
亡其源可觀良由智略乖於遠
圖兵士疲於屢戰政令失度上
下離心德澤不加於匹夫刻薄
彌窮於高姓當此時也高麗之
主仁愛其仰之如父母煬帝
殘暴其衆故衆視之如仇雖以
思亂之軍擊樂安之卒務其勿
也亦難乎何入水而惡其濡
跣雪而求燕跡朕緬懷前慮無

踐雪而求無跡朕緬懷前慮無
躬內省肯受敏專征提戈撥亂
師有經年之舉食無盈匱之儲
軍之餘資朝不供夕至於賞罰
之信尚非自史於心然猶所向
風靡前無橫陣蕩氛霧於五岳
翦豺狼於九野定海內極蒼生
使萎霜之草復含翠色將朽之
骨重又豐肌然則行軍用兵之
事皆億兆之所親見豈虛言哉
及至端拱巖廊之策惟展身履
九重之內謀處方里之外北弥
匈奴種落有若摧枯西滅吐谷
渾高昌易於恰水飽飽漢而為
苑跨流冰以為池黃帝不服之

唐堯不患之城並皆委賢奉

唐堯不恚之城並皆委質奉

貞歸風順軌然則宗威砮化之

道此亦而下兵共聞也况今豐

稔多孽象給至之餘糧柙亟積

粟經倉雖足以為兵儲猶恐勞

於轉運故多驅牛半以充軍食

至無囊糧之貴衆有隨身之粟

如斯之事豈不優於曩^①加以

羽先七萃親決穴竒使攻無所

守戰無所恆略言其數必勝之

道蓋有五焉一曰以我大而擊

其小二曰以我順而討其逆三

曰以我治而乘其亂四曰以我

逸而敵其勞五曰以我悅而當

甚惡何憂不札何慮不摧可使

布告元虜勿為疑懼耳

布告元勿為疑懼可

漢武帝欲伐匈奴詔首

制詔朕飾子女以配單于金幣
文繡貽之甚厚單于待命加賜
侵盜無已邊境被害朕甚閔之

今欲舉兵攻之何如

答淮南王安諫伐越詔首

皇帝問淮南王使中大夫王上

書言事聞之朕奉先帝之休德

夙興夜寐明不能燭重以不德

是以往輒凶瞽咎衆夫以眇眇

之身託于三俊之上內有飢寒

之至南夷相攘使邊陲不寧

朕甚懼焉今王深惟重慮明大

平以弼朕失稱三代至威統而

樞整至逆歷及咸盡賓服雖然

甚近善王之意非有所終使中

棲坐生逆歷及咸盡寘服纒然
甚軫嘉王之意靡有所終使中
大夫助論朕意吉王越事

魏文帝論伐吳詔二首

制詔昔軒轅不為涿鹿之師則
蚩尤之炊不滅唐堯不興丹水
之陣則南蠻之難不平漢武不
行呂嘉之罰則橫浦之表不附
光武不加驅逐之誅則隴蜀之
亂不清故曰非威不服非兵不
定孫權小醜憑江悖暴因有外
心凶頑有性故奮武銳憤厲行
誅駢駢龍驥猛將武步或脩句
踐潛涉之亦頑或圖韓信夏之
誑愚接舡以水攻陣六軍以陸

之孫權小醜憑江悻暴因有外
心山頑有性故奮武銳順風行
誅驍驍龍驟猛將武步或備勾
踐潛波之亦頑或固犇信夏之
誰愚接舡以水攻陣六軍以陸
橫擊征南進運以圍江陵夕撲
舟舡斬首執俘降者盈路牛酒
⑤至大司馬及征東諸將卷甲
長驅吳舟隊今已向濟今車駕
自東為之瞻鎮雲行爪步車疊
而運賊進退道迫首尾有難不
為楚靈乾溪之潰將有彭寵蕭
犒之慶必自魚爛不復區月且
慎終節動靜以聞

制詔皆斬轅達四面之弼周武
稱予有亂十生斯蓋先誌研以
體國君至亮成爪工夕賢為賞
也今內有公鄉以鎮京師外設

定孫權小醜憑江悻恣因有外
心凶頑有性故奮武銳順風行
誅驍龍驟猛將武安或情勾
踐潛涉之亦頑或圖韓信夏之
誰愚接舡以水攻陣六軍以陸
橫擊征南進運以圍江陵多撲
舟舡斬首執俘俘者盈路牛酒
②至大司馬及征東諸將卷甲
長驅其舟隊今已向濟今車駕
自東為之瞻鑣雲行屐步未豐
而運載進退道迫首尾有難不
為楚壘乾濊之潰將有彭寵蕭
牆之變必自魚爛不復血刃宜
慎終節動靜以聞

制詔皆斬輾達四面之弭周武
稱予有亂十生斯蓋先雖研以
體國君生亮成厥工夕賢為貴
也今內有公卿以鎮京師外設

也今內有公鄉以鎮京師外設
牧伯以監四方至於元戎出征
則軍中宜有柱石之賢帥輜重
所在又宜有鎮守之重將然後
車駕可以周行天下無內外之
慮吾今當征賊欲守之積卒其
以尚書令頴鄉侯陳羣為鎮軍
大將軍尚書僕射西鄉侯司馬
懿為撫軍大將軍名吾臨江榆
諸將方略則撫軍當留許昌皆
後諸軍錄後臺文書車鎮軍隨
車駕當董督行尚書事皆假節
鼓吹給中軍兵騎六百臣吾欲
去江數里築宮室往來其中見
賊可擊之形便出奇擊之宥或
未可則當紆六軍以遊攔轡賜

軍士

軍士

魏常道鄉公伐蜀詔一首

剖詔蜀敵爾小園士狹在寅而
姜維重用其衆曾無廢志往歲

破敗之後猶復耕種營中刈剝

衆亮勞恨無已在不堪命夫氣

弱攻昧武之善經致逆而不致

於在兵家之上略蜀所恃賴唯

維而已因其遠離巢窟用力為

易今使征西將軍鄧艾督率諸

軍趨甘松營中以羅取維雍州

刺史諸葛緒督軍趨武街高擣

首尾躡討名禽維便當東西宜

進掃城邑蜀也

西晉武帝伐吳詔一首

剖詔兵興以來八十餘年戎車

出征固有寧歲死亡流離傷客

和氣朕每惻然悼心思戢兵靜

和氣朕每惻然悼心思戢兵靜
後與臣休息故罷習業廣公休
假大遺杖充養孤及世朝夕相
對而吳賊失信比犯王略胡虜
校動宸宮邊塞臣兵缺少不足
禽副輒當前休中以相應赴
將士疲悴而猶不及事欲以為
靜而更為勞昔淮亮不賓成王
東伐擒虜佐難戎車夏征自古
及今咸皆勤戎遠戍先勞後逸
未有得脩無為於有事之時也
自宣皇帝以來每以吳蜀為憂
邊事為念今孫皓犯境亮虜糧
邊此乃祖考之遺慮朕身之大
耻也故繕甲備兵大興戎政內
外勞心上下勦力以南夷句吳
北威戎狄然乃得休牛放馬與
天下共饗無為之福耳今調諸

士所子... 而下共變無為之福耳今調諸
士家有二丁三丁取一豆四丁
取二豆六丁以上三豆限率十
七以上至五十以還先取有妻
息者其武勇散將家亦取如此
比隨才署武勇樣史樂市馬為
騎者署都尉司馬中間以素內
外解弛吏真盡忠之心將無致
命之節朕方靜庄用未加罪職
今當大情戎政以混壹六合賞
功罰愾明罰勅法其宣勅中外
羣官使各悉心畢力明為身計
主者以時施行條品

晉武帝各杜預征吳鄧虔詔首

制詔夫悅以犯難生忘其死此
用兵之本若乃臨戎致果則必
後之以牲斷之以威故商今主
吉愷其衆用命賞於坦不用命

臣之於聖主也，以死自盡，其

告。嗚呼！莫衆用命，賞於祖，不用命

戮于社。昔魏降穰苴，列國倍惡

苟有犯其政令者，雖親如楊干

莊賈皆戮之不疑，用穰苴主立

勲，岳聲靈播今廣，命羣帥凌江

致討，將以靜濟南裔，經寧四海

蓋鷹揚喙鬪之士，成功之一會

也可不勅哉！懸旌万里，當令首

尾惕同，此旣然矣，且元帥取統

我本不相智，威令教禁，素不服

習，若各任所見，不相順從，必顛

越不振，以戎大事，矣凶戰危呼

歟！成變可不慎耶！斯乃三軍之

命圖之安危，苟有乖違，以致員

敗，雖賈領之罰，必加鉞鉞之誅

必用固，無及矣，是故授之死，坐

向後生，蓋知亡必存也，臣故敢

生而方夫裔，蓋自古之政也

向後生蓋知亡必存也臣故敢
臣而方夫齊勇蓋自古之政也
方岳元帥推轂所委若需懦繼
法忘在公之義上衝國命下隆
徒衆雖悔身何及凡所嘗敬距
違節度便以軍令從事書稱宣
力汝為又曰尚桓桓如武如疆
如熊如羆軍司將軍其各勉之
申勃羣帥以下便知此命

東晉明帝北討詔一首

制詔昔魏絳撫和語戎鄧都魏
尚威懾匈奴故封壇之任在於
得才漢文亟以恩廩願李牧也
單于慕容廆不遠万里請吏率
職禮讓忠義著之遐朔欲勦力
圖難剪滅長鯨宜得名昔英戈
以董統之使一時齊舉致討寇

以董統之使一時齊舉致討

遼此聲實並振雖越在海外其

狀名身子矣尚言廣陵公眎私

量淹濟識謀經邇文武著於勳

績忠誠每思立事可委以重任

使朕無北顧之憂者也其以眎

持節督幽平并州諸軍事鎮議

東夷校尉鎮東將軍平州刺史

公如故王者假掩諸所應供給

及信風引道

東晉成帝北討詔一首

制詔戎虎猾夏神州頓覆二帝

鋒官幽誤虜庭永言厥艱夙夜

慨憤自聞江表屢有事故討平

內難始漸亮泰征伐事大復不

再舉是以廟筭待期畜力觀置

今羯寇衰弊王略弘振時至理

盡八

今蜀寇張幣王略孫振時至理
盡而庄去應大將軍涼州刺史
西平公駿忠勳三代義誠壯烈
松帥秦涼為圍宣力今遣健步
剋同征舉亘令影響相應万里
齊挈其先普告遠近征鎮牧守
諸軍並令試嚴須俟還討蕩
滌區宇以雪國恥其忠思義士
徇功効命必加殊賞以旌勳節
東晉梁帝征劉劭一首 宋傅亮

割韶劉劭傲佞凶處履霜已久
中間覆敗亘即顯戮晉法含私
復蒙寵擢曾不思愆內訟怨望
滋甚穎宰輔歲時加道養遂
復推轂陝西庶敏感草心而長
惡不悅志為斯冗陵上鹿下繼
遼無度阮解智任江州非復所
統撥搜兵聚略取租運取序舊
戎厚樹親黨西府二司文批盈

統檢後兵衆略取租選駁序舊

戎厚樹親黨西府二局文武盈

可悉皆割留曾無片言肆情恣

憚因頑而明又與從弟著遠相

景響招聚剽殺繕甲備兵外託

省疾實規伺隙同惡想濟國會

荆鄂尚書左僕射謝憑藉

資起蒙殊遇而佻躑躅為亂

階扇動外曰連謀万理是而可

思孰不可懷已詔太尉隨宜剪

戮語听屢公一委公高第

後魏孝文帝詔

門下夫出征有嘉故出邠之象

興馬王赫斯怒蓋萬周之祐明

矣夫然則密尤之戮不亦宜乎

變伐之功豈非茂歟是以軋儀

雖眦景曜莫殊心壤豈廓皇輝

罔二昔尉地憐越終屈漢命孫

閃二昔尉地僭越終屬漢命孫
昭跨吳竟歸晉師斯乃爪墊之
常運在理之恒數那今蘭氏慕
竊江會未賓王化士有二王之
媼物無一同之虞庄神所以憤
惋於幽顯靈祇所以咨嗟於昏
明狼既得非用順又守不以仁
違君之罪未忘於南蒙羞耻之
政已形於北京難遇之機於茲
莫垂夫朕承弁列累豎之陰謀
猥屬後仁必伐之嘉運仰稟先
后慈睦之誨俯頽頽俛疇之
誠四海熙寧八表邕泰謨明駟
智之思競思於廟堂爪牙折衝
之將揮杖於陛闈玉燭休和士
卒殷溢此而不舉孰復可也是
故夙夜慨愴滄涼靡繫將欲仰
順而心猶極吐物布德宣風躬

海熙寧八表邕泰謨明駘

參

忠競思於廟堂爪牙折衝
之將揮袂於陞闈玉燭休和土
率殿溢此而不舉敷復可也其
故夙夜慨慮滄溟難輟將欲仰

傾爪心俯掇晷物布德宣風躬
接江漢翦偽勃於荆揚蕩不惡

於岷越混茲文軌肅昌皇業上

答祖宗傳檄之意下副黔地頌

戴之心然興師勳戎必須豫策

振威舉旆寔待儲伏可勅尚書

八坐與三公詳議軍資邊寶之

宜介胄戈楯之用皆令稍備使

有征無戰臨事果稱不亦善乎

後魏孝文帝出師詔一首

門下蕭鸞恃道及德唱送滔所

誠四海熙寧八表豈春謨明駘
智之思競思於廟堂夬牙折衝
之將揮袂於陞聞玉燭休和士
率殿溢此而不舉熟復可也是
故夙夜慨慮滄溟靡輟拚欲仰
煩爪心俯控旺物布德宣風躬
接江漢翦偽勃於荆揚蕩不患
於此越混玄文軌熹昌皇業上
答祖宗傳繼之意下副黔地頌
戴之心然興師勳戎必須豫策
振威舉旆寔待儲伏可勅尚書
八坐與三公詳議軍資邊寶之
宜介肯戈鞘之用皆令循備使
有征無戰臨事果稱不亦善乎

後魏孝文帝出師詔一首

門下蕭鸞悖道及德唱送詔爪

門下蕭鸞悖道及德唱連滄所
往齒頰動數鍾韋爵儂朝將相
請虔躬真南冠東琛許在旬②
朕以大道崇究海量無細愆彼
蒼生伎羅厥擾故開而墜腹遺
堊容瑕歸風之際聽其祗遣而
禍迷狂心所奔屢政不知事大
以衛社稷旋生傲詭及以我鱗
頓辱玉珥前主之使怒甲及乙
妾生鋒牟鬱斂梟以弊行李
食言爽信遂絕踐好內離九族
之親外杜強鄰之援表裏俱失
不亡何待所謂哉直彼曲主神
同憤者也將龔行刑伐擔弥逋
慕然討國混化功為至遠不可
曰一舉相期吳負有言三師以

曰一舉指期吳負有言三師以

肆楚公道弊誠哉茲談可不驗

歟今歲便勅豫鄂東荆東豫東

鄂南兗南徐東徐等嚴兵勒衆

南入揚威迎降納附廣張聲略

果有機也遂為龍驤之捷如未

可焉且為亦德之師皆仰刺史

躬率戎首若致替疑軍法從事

一二亦有別勅耳又詔徐亮先

南青荆洛慕俗戎事應召必赴

臨命淹闡園有常刑

後魏鄧閔帝伏尔朱文暢等詔首 魏叔

門下有園有家必以賞罰為本

或王戎甯莫不崇明軌律眈自

前古下至於今又亂之未咸由

此道自永安失馭而下橫流尔

朱宗屬公割海內不患著於遠

朱宗屬分割海內不患著於遠
迹往襁負於旦夕蒼生荼苦冠
帶寒心大豷相渤海王忠義通
神靈武冠代大惟宗祏之重深
愍黎庶之怨定策殛行被堅執
銳摧群醜於鄴南東凶鬼於洛
下惡黨鼎懸至神明自故而柱
大將軍榮所有諸子實惟逆使
論之典刑義不蠲免尸腰斬孰
曰非宜相王願敦仁厚之風深
存弊闢之義朝政乃屈法申恩
時主則成至之美會其門戶敬
其骸骨血祀獲保家業不墜擊
鍾鼎食家成市里母則尊稱長
主望傾戚屬二子爵窮十等位
居八命荷國家山岳之患受相

居八命荷國家山岳之惠受相
王子弟之恩給靈其心罕知盈
之朝市懼其威福州郡拘其託
請傷風害政布於生言永不悛
改終無畏畏自卯成翼從載及
拱持此童昏早濫王爵誠是園
朝後追往効莫非相王覆育之
厚且託陰不折其技過食不幾
其器豈有愛生全濟之貨託至
相辨之觀而招此蠢愚排茲奸
送潛署位号身為魁藪越極侏
張圖成及墜此而可忽熟不可
懷朕以宣德君臨万甯今者南
越江湖北窮沙漠東踰遼海西
極開河內安外控塞戎謐尔豈
朕實德所缺獨致寔賴相王父

朕實德所敏，獨致寔賴。相王父
子左右，皇家經綸。夷嶮扶持，園
命四海百靈。砥依仰文暢，具
季狂勃如斯。旣不利王，且將危
朕。今不崩蕩，後雖方深。永言念
之，震驚夢寐。夫管蔡派言，周誅
肆於前祀。上官樅禍，漢罰窮於
首車。雖親在骨肉，寔居戚重。未
聞縱其腰領，念其苗裔。若使在
思，忘義存惠。捨威則邦園淪覆，
勣足可待。且國有禹刑，朝有常
制。君親無將，辜先典捨而不
行。何以爲化。宜肅舉刑書，示於
億世。文暢兄弟，宜依律坐。可令
驃騎大將軍開府，同儀三司。尚
書右僕射安德郡開國公祖喬
速，往行決。母及妻子，一依恆息。

其房子遠鄧仲禮李伏林等頌
器小聽謀此亂階身既伏辜家
有常例但侍中房謨執心端固
操履清白出內在公績著朝野
善至斯宥抑有舊聞仲禮本自
儂導晚見叔舉身不列於伯季
迹未入於家門一居晉陽內同
行路代林生而外後章絕本親
罪不相及義實有取相王弄璋
錄用志存含育既有啓闢事如
高旨具此三家依略原恕並免
其官誦罪私室自餘勳鏡皆從
律條文暢已不同送之類義士
卒具美築資財豈汗王府所有
家產悉賞軍王一任相王斟酌
分給凍頸焚首應代共之誇宮
醜冒蓋唯通准而之取并至具
舍諸

四 魏孝靜帝伐元神和等詔首勸

門下向背有禍福之機誅賞為

威勸之本軌物成務咸必由之

侯景擢自^凡穉名行無聞倖倖

時^隸諫見杖棰校擗及覆雉利

是從往事余未偏受榮過一朝

去就^因顧皆息趨輕動志在

茲誑朝廷^奔瑕蔽^機仍蒙令引

庶其鴞音可弇取其行間之用

位踰其量過迹寵祿藉我風雲

遂成鱗羽入列鼎惡出裁卽將

勲無可紀材不足綴而澆器遽

盈智小^謀詎大謂已切名難居物

下曾不知狐假武威地凜霧積

宜藏禍心潛圖不軌因搃戎之

徐乘專任之機擁逼兵眾構^推豐

南服此乃懦夫扼腕之^⑤義士

刃身之火心王^⑥命凡^⑦不奇死

後魏孝靜帝伐元种和孝詔首勳叔

門下向背有禍福之攸諒賞焉

威勸之本軌物成務咸必由之

俟景擢自^也輟名行無聞倖倖

時來諫見杖箠校擗及覆唯利

是從往事今朱偏受榮過一朝

去乾因頭皆息趨趨輕動志在

燕註朝廷弄瑕蔽穢仍蒙令引

庶其鴉音可罕取其行間之用

位踰其量過迤寵祿藉我風雲

遂成鱗羽入列鼎更出裁節將

勳無可紀材不足徵而淺器遽

盈智小謀大謂已切名難居物

下曾不知狐假武威地澤霧積

豈藏禍心潛圖不軌因控戎之

條柔專任之機擁逼兵眾構釁

南服此乃懦夫扼腕之^也義士

乃計之^也心王命也下莫既

南服此乃懦夫扼腕之①義士
切齒之秋凡在生倫孰不憤慨
而前楊州刺史元神和何悅張
慶壽王黑醜宮迺和王貴顯侯
仙劉宗信張業等九生並以賤
篋名汙朝簡了無犬馬之識便
有梟鏡之心密相影響贊成茲
送隨託杖痕長茲地慙欣其位
署委質駁馳甘厥鈎鳩鉤効以死
力東西殘檢毒被村鳩鳩角合緘
蟻終此亂階叛恩背德莫此之
息雖蹈名義事非小生而申禁
垂法固有恒典其此九家並可
後憲擊戮之科理無攸捨自餘
拘繫註誤之後既懼死倪眉情
非樂禍宜踈而綱一原不問固

非樂禍宜疎而網一原不問固
使送節知誇荐之制傾側撥自
安之所

慎 宋順帝西討詔首

門下射虺及噬豐阻西州義士

屬魂殊懦夫倚氣秋葉春永跋踵

可弥猶宜薄曜六軍肅行旆誅

驟騎大將軍道成神高莫邁敵

策深筭必能破機電掩乘利雲

驅便可控統水陸明發次路實

憑嘉謨以清氛沛

齊明帝北伐慕容詔首 徐孝嗣

門下自晉氏中徵宋德將謝潘

患外叛要其內悔而未悔禍左

狂亂華肇巢穴神州遂淹平蕪朕

詞膺景業踵武前王靜言隆塔

詞膺景業踵武前王靜言隆替
思壹區憂但夕難甫亮恩化聲
洽興師擾衆非政所先用威遠
圖權緩北略美戎堯知義懷我
好音而凶首剽校尊事侵植駭
扇異類蟻聚西偏衆彼自來之
資撫具而之之會軍無再駕王
不重勞傳檄以定三秦一麾而
追高迹在斯舉矣且申原士庶
久望皇威乞師請援結軌馳道
信不可失時宣終朝宜分命方
岳因茲大舉侍中太尉都陽郡
開國公顯達當暨輟槐陰指翟
羣帥可使持節本官公如故便
可中外慕嚴明設購賞

梁武帝北伐詔一首 沈約

梁武帝北伐詔一首

沈約

門下朕膺^而明命平壹區宇念

在綏懷遠逐康俗濟生每勅邊

苟勿擾壇場自非時來有會因

機電掃不得輕信聞諛冒求小

利無欲割勝廟堂以德懷遠而

比得徐豫諸州守郡守啓豫云

蒙爾德醜陳兵淮甸絳聚議結

規犯邊城推之以事理不應尔

但遺虜餘孽肆彼生上偽黨猜

離為^已久竭將元澄燠礫內

構任戎奔春常慮禍及故設此

茲數規擾邊鄙望得推遷少迄

曷刻而絳靈有毒聞之自古無

以淮肥萌庶存本志深應赴之

宜寔在斯^已便可命將出師矣

宜寔在斯回便可命將出師乘
機翦定今遣中鎮軍雲杜縣開
國侯慶遠等濟自牛渚卷甲風
驅徑趣長瀨寧朔將軍王僧炳
等熊羆三方步出橫塘左將軍
瑤因武旅五方相係電發北向
鍾離直出朥口冠軍將軍紹琳
等發先四萬飛帆溧湖席卷合
朥直指淮內征南將軍茂先等
水步六方同出廬江風掃壽春
及我侵軼輜園將軍叡等浮舟
清泗北取下邳雲徹飄舉吞蕩
彭汜後軍將軍和油隸凌浪逐
出長廣營丘蒼園一麾以定左
將軍曩宗等檣樊鄧銳師定
伊洛征虜將軍丘黑勃華陽之

將軍景宗等樞樊鄧銳師虜庭

伊洛征虜將軍丘黑勒華陽之

衆斜趣長安緣邊牧守各據要

害絕其歸運勿使敵及侍中穎

達等出鎮瓜步枕威江漢西道

衆軍並受茂成規北討群師志

氣秀戒律鄂司雍自如先相特

夫兵者凶器寔難屢動廢生費

財為邦恥戒便宜因此一營括

囊高述先定究司進靡并涼文

軌大同於是乎在

梁武帝又北伐詔首

門下周文傳伐虜寧邊患漢武

命師允恢王略策介犬羊後繼

◎久采氏云襄素賈逞暴海岱

彭鄧前馬淪覆雖每存楛定確

圖弗擊齊未亂紛復肆姦毒宛

彭鄧翦焉淪覆雖每存椽定礎
圖巾擊齊末紅紛復肆毒宛
案淮肥仍離內侮偽前箇惡稔而
誅自降凶渠嗣虐險惡弥流殘
鉏親黨咀噬黔庶繁役係興毒
賦雲起司莫餘筆中州舊旻絃
綴之宛頊夙離滄穴迤首南雲
思沾玉澤舁運碣基大業草創
蠢復戎心仍窺壇場復劉我部
侵擾我徐方小豎道邊乘隙背
誕凶醜貪愚復相苞納前以板
惡難長彼此齊患推心付物庶
必聞司故有移書較陳往旨而
方加權赦曾無及報同惠相濟
巾賈非匹告舍既遺難以義辨
非威非力割勝莫後加以惡數

巾賈非匹告舍既遠難以義犇
非威非力割勝莫後加以醜載
云之幽顯咸應詭表微灾沓
備北弥滅之期暖如^⑤區左伊
右湮實殿霜露鷓鴣巢是宅非詔
而道一〇已周寔惟冥敷取亂
之機事惕茲^⑥頃時和歲檢政
平生豫筆戎內款表疏相屬便
宜廣命羣帥赫然大舉控一車
書混同高迹伍泉獻^⑦等戎卒
七万先定壽春某等武旅五万
楊旌凜峴既清類汝臨澶澗某
等鐵騎二万趨影絕羣出自大
徐傍趣翠雉某等組甲四万霜
鋒曜^⑧發自淮汭直指金甌某
等率羽林趨勇五万某等率二
兗割猛熊罴十万同濟彭泗經

寺率羽林趨勇五万某等率二
兗剽糧熊罴十万同濟彭泗經
汴入河某等海峒万艘徑掩臨
淄某等輕銳五万風偃濟岱梯
茲鉞野汎彼孟津某勃司郢之
師覽果六万坎出義陽橫輜然
耳某率三州武毅劍容八万入
自曾陽傳檄嶠陝暨中嶽而詳
掌指浮槁而一息并勅某等連
旗五万水陸齊邁具佐泉藻卽
徒七万雲飛靈關北通棧路澄
廓龐右凡此將帥啓塗羸路魚
簾後軍駘驛繼軌經碣中原括
囊九服伐罪牙生於是乎在大
衆外臨宜有摠一自非密覲英
譽風略無遠無以專任聞外檄
律羣神臨川王宏可鑿龜皆勒

譽風略無遠無以專任聞外稽
律羣帥臨川王宏可權進督南
北充徐青冀豫司霍八州都督
北討諸軍事命將出車咸有副
威具位恢可暫輟端右參贊戎
機舟凌雷發熊武百萬投石拔
距之力折關扛鼎之威岳動以
移風馳電邁鐵馬方原戈船千
里百道並馳同會洛邑戡剪逋
醜馘掃鯨鯢破仁風於兩周撫
遺黎於趙魏將令溥而之下於。
斯大同偃伯靈臺何遠之有元
恪若敏率柔隸屬輿攬軍門者
中軍府以時將送當待以列侯
之禮

五
尾

日文宣帝征長安詔首

門一啟撫興運曆救在躬內綏
外略志清四海是以攻塞之外
虜為無跡遼碣已東亮皇共軌
百蠻畏威三吳慕義瓜而下九州
克寧者八惟有秦隴蔽爾久隔
風化僭擅一方狼顧鴛時註誤
良善迫費忠賢置之山網無由
自拔君臨區宇万物為心言念
關輒敏不憤慨而既感亂生思
大同混一之期事今○武夫百
方龍馬千郡含怒禱鏡爭馳求
敵何得爽神祇之心抑將相之
請必當訊振指眾○顛動雲臨新
途善道長馳電擊賊帥宇之黑
櫛振拒一隅不討○久自許雄
兒假稱偽將深藏屢跡雖存若
亡今千戈不戢輸運未心論至

北齊文宣帝征長安詔首

門一聯極興運曆救在躬內綏
外略志清四海是以冰塞之外
虜馬無跡遼碣已東亮車共軌
百蠻畏威三吳慕義而下九州
克寧者八惟有秦隴爾久隔
風化僭擅一方猿顧鴉時註誤
良善迫賢忠賢買之凶綱無由
自拔君臨區宇万物為心言念
關輔敏不憤慨而既感亂生思
大同混一之期事今曰武夫百
萬龍馬十郡含怒福鏡阜駛求
敵何得棄神猷之心柳將相之
諸必當訓振搭衆而動雲臨新
途善道長驅電掣賊帥宇之黑
欄振拒一隅不討曰久自許雄
兒假稱偽將深藏履跡雖存若
之今干戈不戢輸運未心論生

亡今千戈不戢輸運未已論生
拍事誰為厲階不容弘茲度外
居之漏網斧鉞所用捨此何先
顧若敢率烏合送死東下或由
舊洛舊或出太州當親統六軍決
機兩陣聯遠尚軒后有戰必平
迎慕成湯無征不克策略亦用
柳與神道小醜區區想亦聞志
為權交兵而贊而我也如其亂竄
秦中憑恃險阨擁兵自守不敵
動足朕已下木汾流成船晉裝
便當躬先將士趨河西入玉壁
河東指如奔土何用頑瞻眈小
取茲故某嘗徑掩長安事茲凶
首雖後截山溪水終不縱置具

首雖獲巖山汲水終不縱置具
而部將士足知禍福若飄歟
疑之忠建勳高官重賞事異常
倫如其同迷不及敢隨送節軍
鋒之下自有恒誅朕以梁邦舊
敦好睦聞具姦計乃欲都謀荆
鄂之聞望為僥倖弟七上黨王
漢雄才猛力氣震三軍賊有身
目豈不委具當令其稔勃熊羆
○流風卷直指窳場何往不碎
王者之言明如日區終不示以
虛聲而無實事宜申宣內外咸
使聞知

北齊文宣帝西伐詔一首 陽休之

門下昔漢柱擎興耑偶有竊号

之長大德應運吳蜀有不羈之

之長士德應運吳蜀有不羈之
首自魏道陵夷四維板蕩關隴
來豐擅命一方狐柄鷄據假逆
威序而爪綱未加生靈塗炭朕握

符受命臨御北至九服來蘇百
蠻稽顙念彼關河獨隔王化不
有豐勞理無永逸今便親御六
軍長驅三輔控七萃之雄奮五
丁之銳問罪涇濱爭生隴右而
下大定良在茲辰可以今區壯
④出甄勅內外戒嚴尚書依式

偷辨

後周武帝伐北齊詔二首

荆詔高氏因時放命據有汾漳
擅假名器庶率永久朕以亭毒
為心遵養時晦遂敢躬好務息

為心連養時晦遂敢躬好勞息
黎元而彼懷惡不悛尋事復輒
背言負信竊邑蔽茲注者軍下
宜陽豐由彼始兵興汝曲事非
我先此獲俘囚禮送相繼彼所
拘執曾無一及加以淫刑妄逞
毒賦繁興齊魯軼殍之哀幽
并企來穫之望既禍盈惡稔衆
叛親離不有一戎何以大定今
白歲在辰涼風忒部厲兵詰暴
時事惟宜朕當親御六師襲行
而罰庶導祖宗之靈資將士之
力風馳九有電掃八紘可分命
衆軍指期進發

制詔夫樹之以君司牧黔首蓋

以除其苛厲恤其忠告朕君臨

布言夫權之以君司舉實蓋
以除其奇愿恤其忠字朕君臨
方圖志清四海思濟一代之至
寘之仁壽之城緬彼齊趙獨為
匪思乃睽東顧廩深長想偽主
涼德早聞醜聲夙着酒色是耽
盤遊是悅奄豎居何衡之任胡
生寄喉膺之重棟梁骨鯁為
仇讎爪趙緒餘降戎自隸至不
見德唯虐是聞朕懷茲漏網置
之度外心欲各靜封疆共紓至
瘼故也尔之主相曾莫是思欲
構厲階反貽真梗我之幸土咸

文館詞林卷第六百六十二

詔冊二征伐上

中書太子舍人陸倕撰 公卿士庶聞聖期開宮計發軍奉 勅 物撰

太宗文皇帝伐遼十詔一首

漢武帝欲伐匈奴詔一首

答淮南王諫伐越詔一首

魏文帝論伐吳詔二首

魏常道鄉公伐蜀詔一首

西晉武帝伐吳詔一首

答杜預征吳部廣詔一首

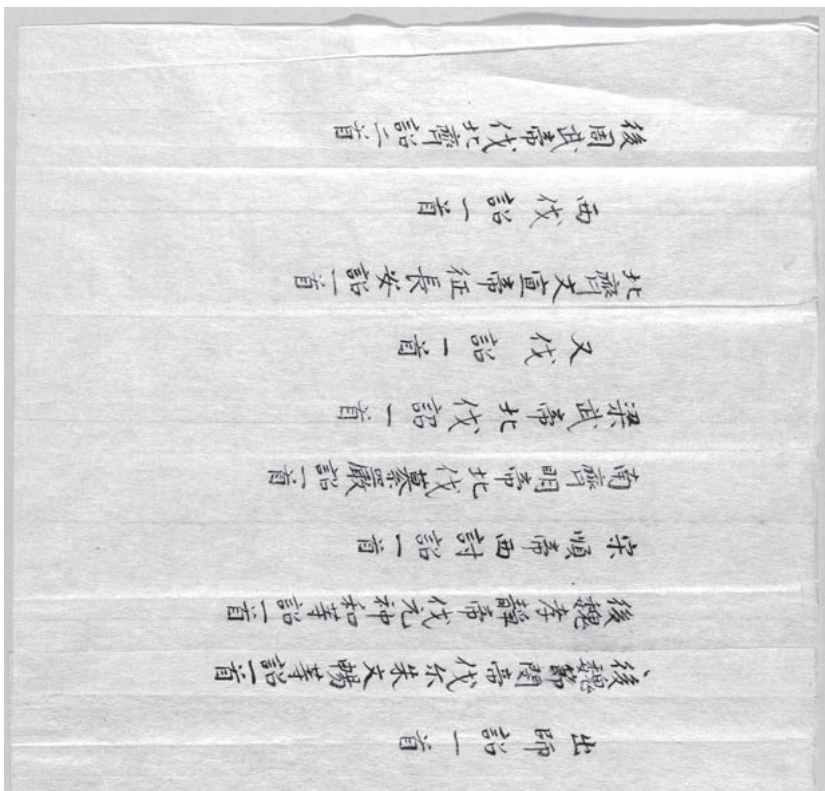
東晉明帝北討詔一首

東晉成帝北討詔一首

東晉安帝征劉敬詔一首

後魏孝文帝戒師詔一首

出師詔一首



(133X@160@941)

文館詞林卷第百六十一

文館詞林卷第百六十一
詔冊二行校上

中書令太子舍人魏謩等上言臣等謹言魏謩等
勅撰

太宗文皇帝伐遼事詔一首

漢武帝伐匈奴詔一首

各淮南王諫伐趙詔一首

魏文帝論伐吳詔一首

魏常道衡公伐蜀詔一首

聖晉武帝伐吳詔一首

各於頂從吳節度詔一首

東晉明帝北討詔一首

東晉成帝北討詔一首

東晉安帝征劉毅詔一首

後魏孝文帝伐師詔一首

出師詔一首

後魏高祖帝伐朱文暢等詔一首

後魏孝靜帝伐元神和等詔一首

宋順帝西討詔一首

南齊明帝北伐裴嚴詔一首

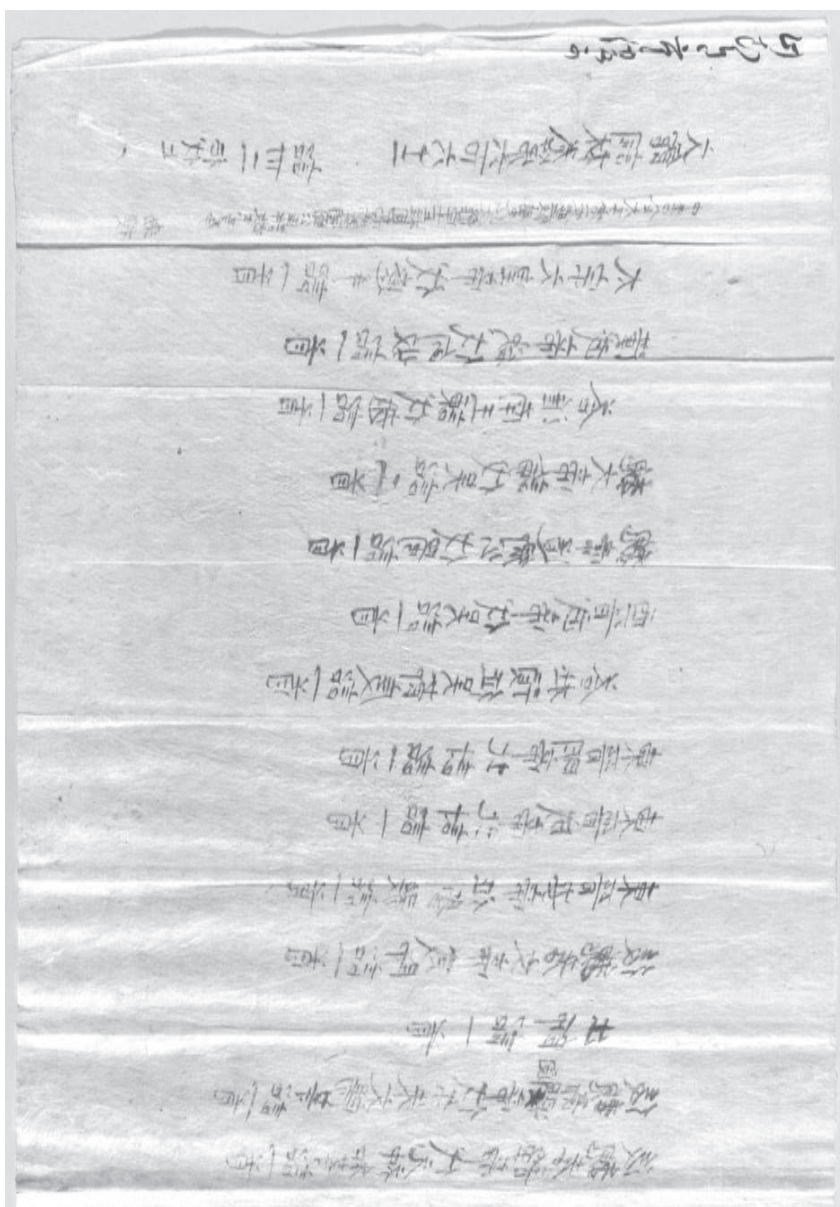
梁武帝北伐詔一首

又伐詔一首

北齊文宣帝征長安詔一首

西伐詔一首

後周武帝北伐詔二首

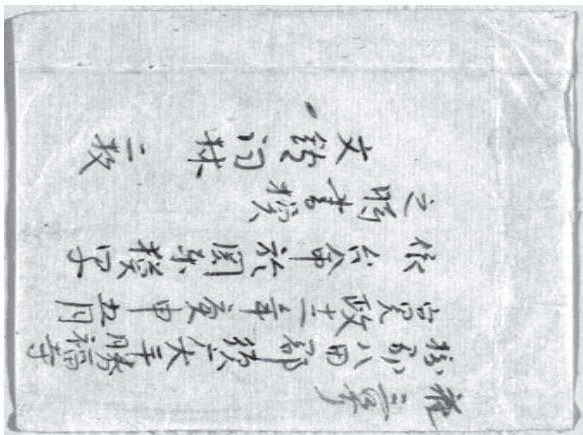


文館詞林亦六名存五命下 後郡毀廢祠宇字字四鼎
 中書、
 梁孝元帝許敬祖命一首
 魏曹植毀鄆城故殿命一首
 魏司馬春祠命一首
 梁孝元帝初居庭命一首
 魏司馬仲慎命一首
 以鄆稱殺太子衍命一首
 陳後主在東宮監學聽講命一首
 魏司馬放田祖命一首
 梁孝元帝郊農命一首
 魏司馬令根屬身月且各言盟命一首
 梁司馬改膳本道莊命一首
 梁尚書象喙尚朝澤命一首
 陳東山制命一首
 高歡父母三字作相字之大弟命一首
 魏孝元帝等之命一首
 論吏士行鈔命一首
 魏司馬分租賜諸將命一首
 魏西道各封命一首
 魏西道各封命一首

魏志植堂史序卷一
 魏志植堂史序卷二
 魏志植堂史序卷三
 魏志植堂史序卷四
 魏志植堂史序卷五
 魏志植堂史序卷六
 魏志植堂史序卷七
 魏志植堂史序卷八
 魏志植堂史序卷九
 魏志植堂史序卷十
 魏志植堂史序卷十一
 魏志植堂史序卷十二
 魏志植堂史序卷十三
 魏志植堂史序卷十四
 魏志植堂史序卷十五
 魏志植堂史序卷十六
 魏志植堂史序卷十七
 魏志植堂史序卷十八
 魏志植堂史序卷十九
 魏志植堂史序卷二十
 魏志植堂史序卷二十一
 魏志植堂史序卷二十二
 魏志植堂史序卷二十三
 魏志植堂史序卷二十四
 魏志植堂史序卷二十五
 魏志植堂史序卷二十六
 魏志植堂史序卷二十七
 魏志植堂史序卷二十八
 魏志植堂史序卷二十九
 魏志植堂史序卷三十
 魏志植堂史序卷三十一
 魏志植堂史序卷三十二
 魏志植堂史序卷三十三
 魏志植堂史序卷三十四
 魏志植堂史序卷三十五
 魏志植堂史序卷三十六
 魏志植堂史序卷三十七
 魏志植堂史序卷三十八
 魏志植堂史序卷三十九
 魏志植堂史序卷四十
 魏志植堂史序卷四十一
 魏志植堂史序卷四十二
 魏志植堂史序卷四十三
 魏志植堂史序卷四十四
 魏志植堂史序卷四十五
 魏志植堂史序卷四十六
 魏志植堂史序卷四十七
 魏志植堂史序卷四十八
 魏志植堂史序卷四十九
 魏志植堂史序卷五十
 魏志植堂史序卷五十一
 魏志植堂史序卷五十二
 魏志植堂史序卷五十三
 魏志植堂史序卷五十四
 魏志植堂史序卷五十五
 魏志植堂史序卷五十六
 魏志植堂史序卷五十七
 魏志植堂史序卷五十八
 魏志植堂史序卷五十九
 魏志植堂史序卷六十
 魏志植堂史序卷六十一
 魏志植堂史序卷六十二
 魏志植堂史序卷六十三
 魏志植堂史序卷六十四
 魏志植堂史序卷六十五
 魏志植堂史序卷六十六
 魏志植堂史序卷六十七
 魏志植堂史序卷六十八
 魏志植堂史序卷六十九
 魏志植堂史序卷七十
 魏志植堂史序卷七十一
 魏志植堂史序卷七十二
 魏志植堂史序卷七十三
 魏志植堂史序卷七十四
 魏志植堂史序卷七十五
 魏志植堂史序卷七十六
 魏志植堂史序卷七十七
 魏志植堂史序卷七十八
 魏志植堂史序卷七十九
 魏志植堂史序卷八十
 魏志植堂史序卷八十一
 魏志植堂史序卷八十二
 魏志植堂史序卷八十三
 魏志植堂史序卷八十四
 魏志植堂史序卷八十五
 魏志植堂史序卷八十六
 魏志植堂史序卷八十七
 魏志植堂史序卷八十八
 魏志植堂史序卷八十九
 魏志植堂史序卷九十
 魏志植堂史序卷九十一
 魏志植堂史序卷九十二
 魏志植堂史序卷九十三
 魏志植堂史序卷九十四
 魏志植堂史序卷九十五
 魏志植堂史序卷九十六
 魏志植堂史序卷九十七
 魏志植堂史序卷九十八
 魏志植堂史序卷九十九
 魏志植堂史序卷一百

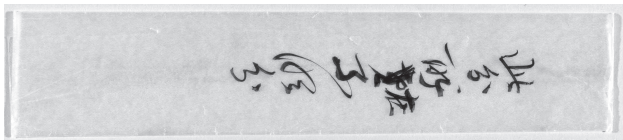
《参考图版》

○卷三四八附带袋



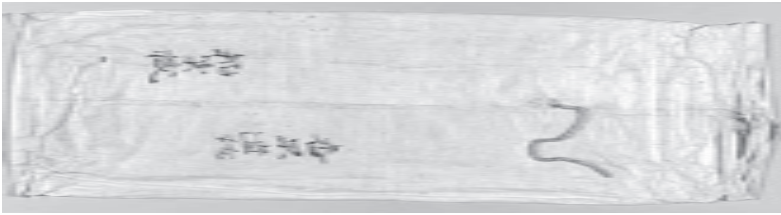
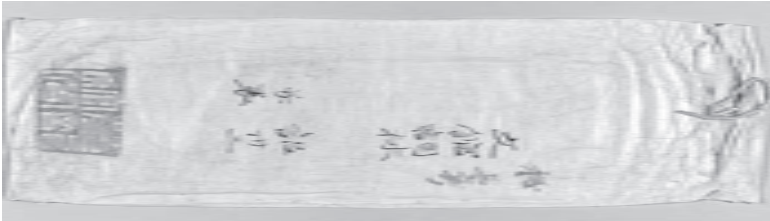
(133X@160@948)

卷四五五附带包紙

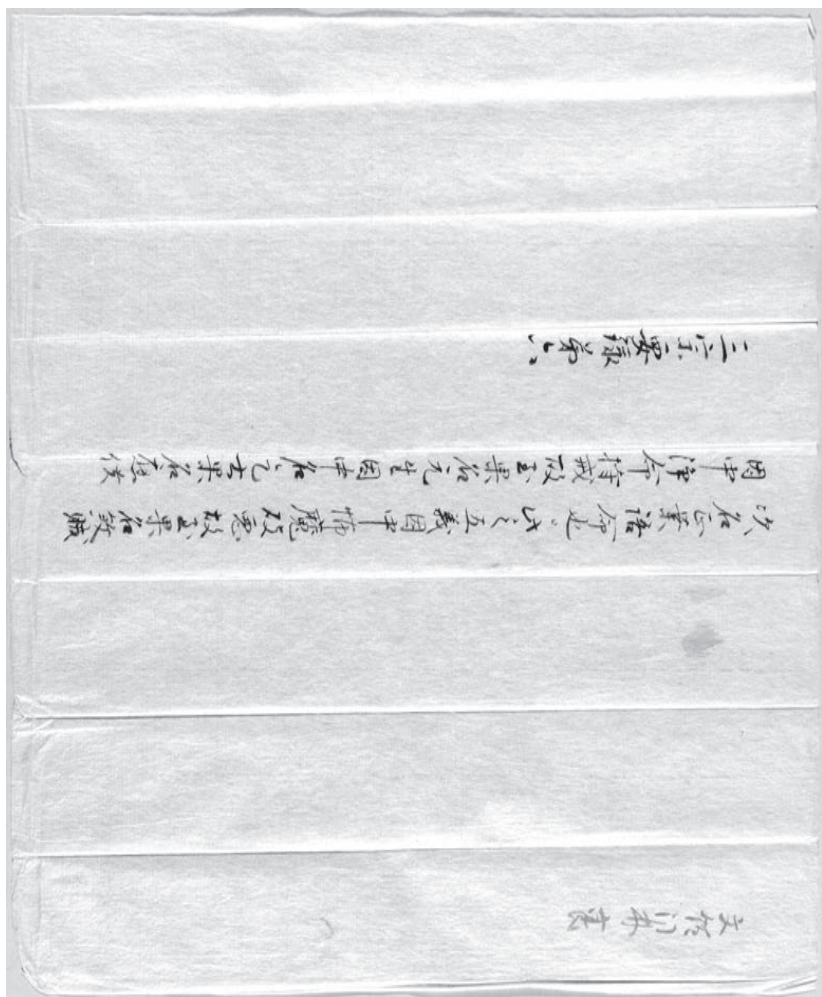


(133X@160@938)

○附带袋



(133X@160@937)



○ [法華三宗相射鈔]

與而故身。悟意業。如次修心業。心悟。心命。路行。心若
 凡有底而故身。意有底業。先唯而故。惟業。心悟。心命。與
 而故。意業。心命。即淨命也。介疏。之。高。准。允。負。三。業。如
 次。修。心。業。悟。意。是。以。之。義。因。中。悟。魔。及。鬼。劫。五。果。名。數。財
 因。中。淨。命。持。戒。故。不。果。允。甘。因。中。為。之。士。果。名。復。快

三宗要錄卷之二

一

(133X@160@944)

